

西東京市一般廃棄物処理基本計画

(骨子案)

令和4年3月

西 東 京 市

目 次

第1章 一般廃棄物処理基本計画	1
第1節 基本的事項	1
1 計画策定の趣旨	1
2 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ	3
3 計画の対象範囲	4
4 計画の目標年次	4
5 計画の進行管理	5
第2節 市の概要	6
1 位置・地形	6
2 人口	7
3 産業別人口	9
4 土地利用	10
第3節 ごみ・資源の処理状況	11
1 社会的情勢	11
2 ごみ処理体制	20
3 ごみ排出量の実績	26
4 資源化・減量化の実績	28
5 中間処理の実績	30
6 最終処分の実績	32
7 ごみ質の分析	33
8 ごみ処理経費	39
9 ごみ処理状況の評価	41
第4節 ごみ処理に関する課題	46
1 排出抑制・減量化に関する課題	46
2 資源化に関する課題	46
3 収集運搬に関する課題	46
4 処理・処分に関する課題	47
第5節 ごみ排出量の推計及び目標値の設定	48
第6節 ごみ処理基本計画	49
1 ごみ処理の基本方針	49
2 基本目標達成のための各主体の役割	50
3 発生抑制・資源化計画	52
4 収集・運搬計画	59

5 中間処理計画.....	60
6 最終処分計画.....	62
7 その他の計画.....	63
第2章 生活排水処理基本計画	65
第1節 生活排水処理の体系.....	65
1 生活排水処理フロー.....	65
2 生活排水の現状.....	66
3 生活排水処理に関する課題.....	68
第2節 生活排水処理量の推計.....	69
第3節 生活排水の適正処理計画.....	70
1 基本方針.....	70
2 目標年次.....	70
3 計画目標.....	70
4 収集・運搬計画.....	70
5 中間処理計画.....	70

第 1 章 一般廃棄物処理基本計画

第 1 節 基本的事項

1 計画策定の趣旨

西東京市（以下、「本市」という。）では平成 25 年度に、令和 5 年度を計画目標年次とした「第 2 次基本構想・基本計画」（以下、「基本構想」という。）を策定し、「やさしさとふれあいの西東京に暮らし、まちを楽しむ」を基本理念に掲げています。平成 31 年度には「西東京市第 2 次総合計画・後期基本計画（西東京市まち・ひと・しごと創生総合戦略）」を策定し、基本構想で掲げた基本理念の達成に向け、「循環型社会の構築」等に関する施策の実施により、「環境にやさしいまちづくり」を目指すこととしています。また同年度には「西東京市第 2 次環境基本計画 後期計画」を策定し、「良好な環境を将来の世代に引き継ぐ」ために環境保全の取り組みを進めています。

廃棄物の処理に関しては、本市は平成 19 年 3 月に「西東京市一般廃棄物処理基本計画」を策定、平成 24 年 3 月に第 2 期、平成 29 年 3 月に第 3 期として改定（以下、「前回計画」という。）し、これを指針としてごみの発生抑制、資源化、適正処理を推進してきました。

平成 29 年 3 月の改定から 5 年が経過し、この間に国では、平成 30 年度に「第四次循環型社会形成推進基本計画」を策定しました。この計画では環境的側面として、第三次循環型社会形成推進基本計画で掲げた、「質」にも着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取り組み等を引き続き中核としています。また、環境的側面とともに向上させていくべき経済的・社会的側面として、持続可能な開発目標（SDGs）に係る取り組みや、「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」取り組み、さらには近年頻発する大規模災害に伴う災害廃棄物処理に係る取り組みの推進を掲げています。

また、令和元年 5 月には「プラスチック資源循環戦略」が策定され、令和 3 年 6 月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が公布されました。

さらに、令和元年 10 月に施行した「食品ロス削減の推進に関する法律」に基づき、令和 2 年 3 月には「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されました。

これらを受けて東京都では、令和元年 12 月に策定した「ゼロエミッション東京戦略」、及び令和 3 年 3 月に改定した「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report」において、重点対策が必要な分野としてプラスチック対策や食品ロス対策を挙げ、「プラスチック削減プログラム」及び「東京都食品ロス削減推進計画」をそれぞれ策定しました。

このように、資源物及び廃棄物を取り巻く社会情勢は目まぐるしく変化しており、柔軟な対応が求められています。

今回策定する「西東京市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「本計画」という。）は、令和４年度～令和１８年度の計画であり、「西東京市第２次総合計画・後期基本計画」や「西東京市第２次環境基本計画 後期計画」に掲げる基本理念を実現するために、循環型社会の形成を目指し、一般廃棄物（ごみ及び生活排水）の処理について、市民・事業者・行政が連携し協働する取り組みを総合的、計画的に実践するための指針として、廃棄物処理法第６条に基づき策定するものです。

2 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

本計画の位置付けを図 1－1 に示します。

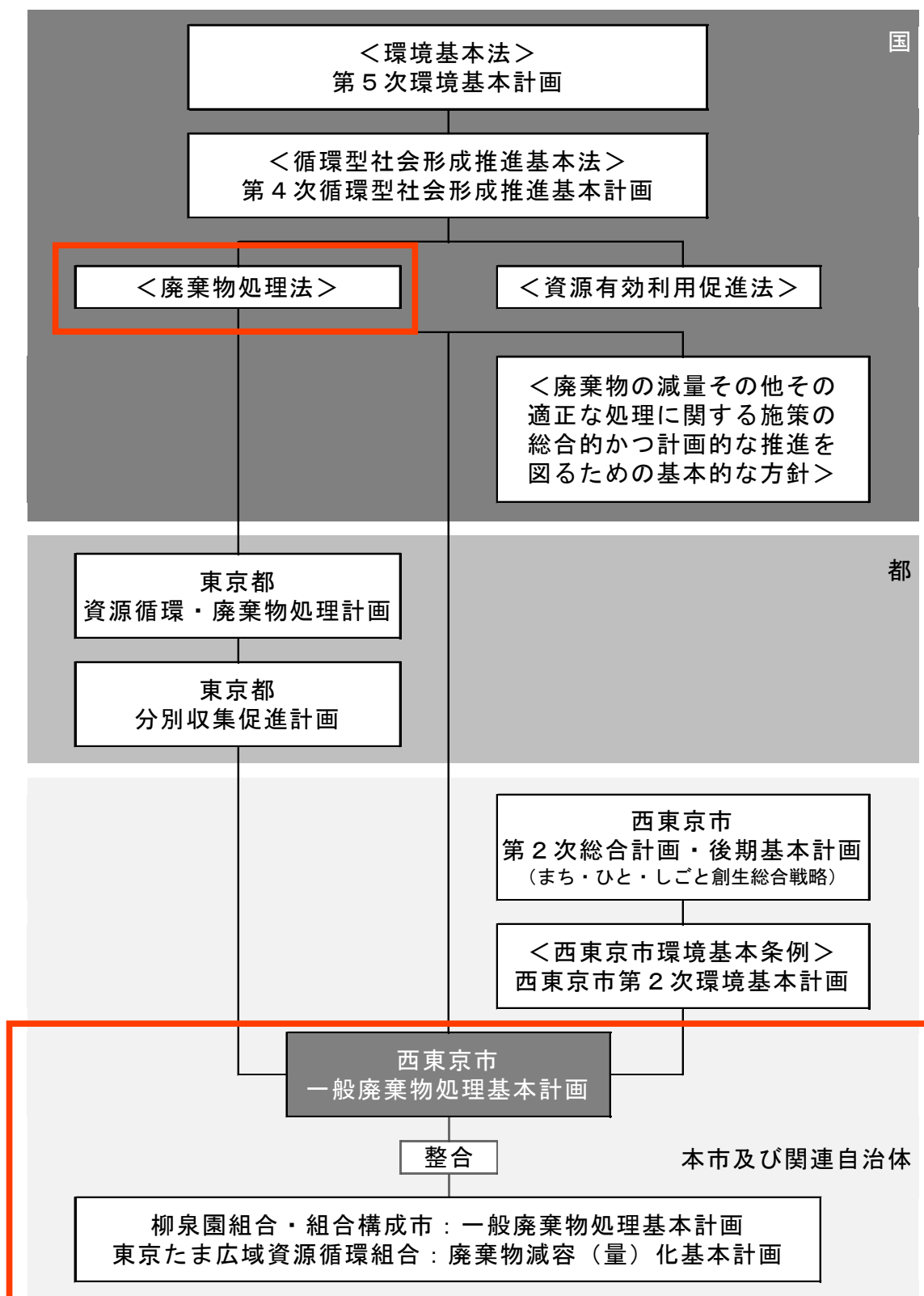


図 1－1 計画の位置付け

3 計画の対象範囲

本計画は、市内で発生する一般廃棄物（ごみ、生活排水）を対象とします。

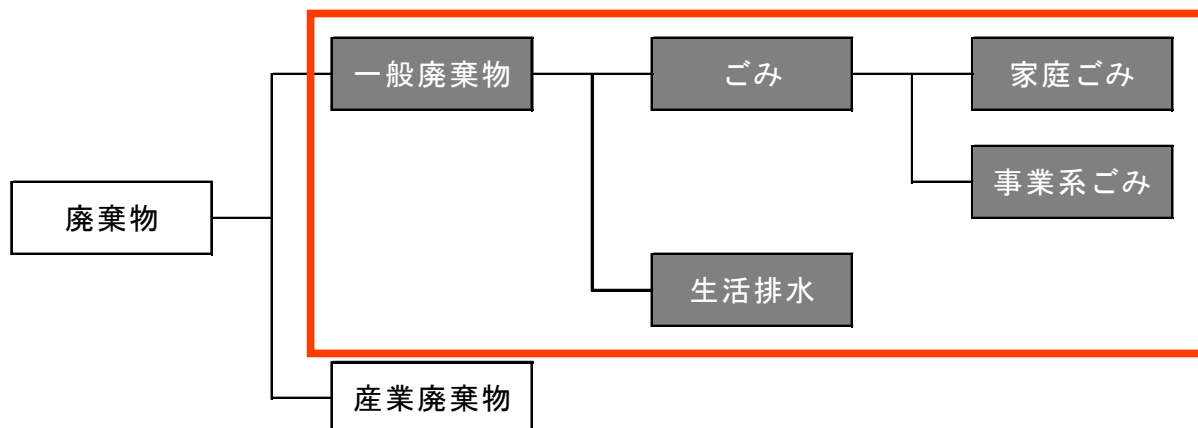


図 1－2 一般廃棄物処理基本計画の対象範囲

4 計画の目標年次

本計画の計画期間は、令和 4 年度を初年度とし、令和 18 年度を目標年度とする 15 年間とします。なお、計画は概ね 5 年ごとに見直しを行います。

また、計画の推進を図るため、各分野の状況の把握及びその効果などについての検討を定期的に行い、必要に応じて新たな対策を講じ、市民にも広く公表します。

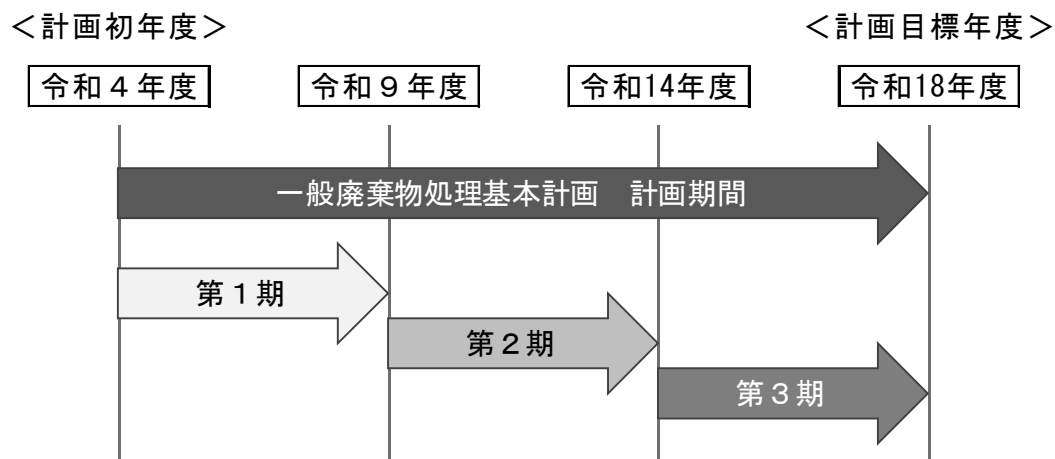


図 1－3 計画の目標年度

5 計画の進行管理

計画は概ね5年ごとに見直しますが、施策の進捗状況や目標値の達成状況については、適宜評価を行い、その状況に応じた対策を講じ、実効性の高い計画の実施を目指します。

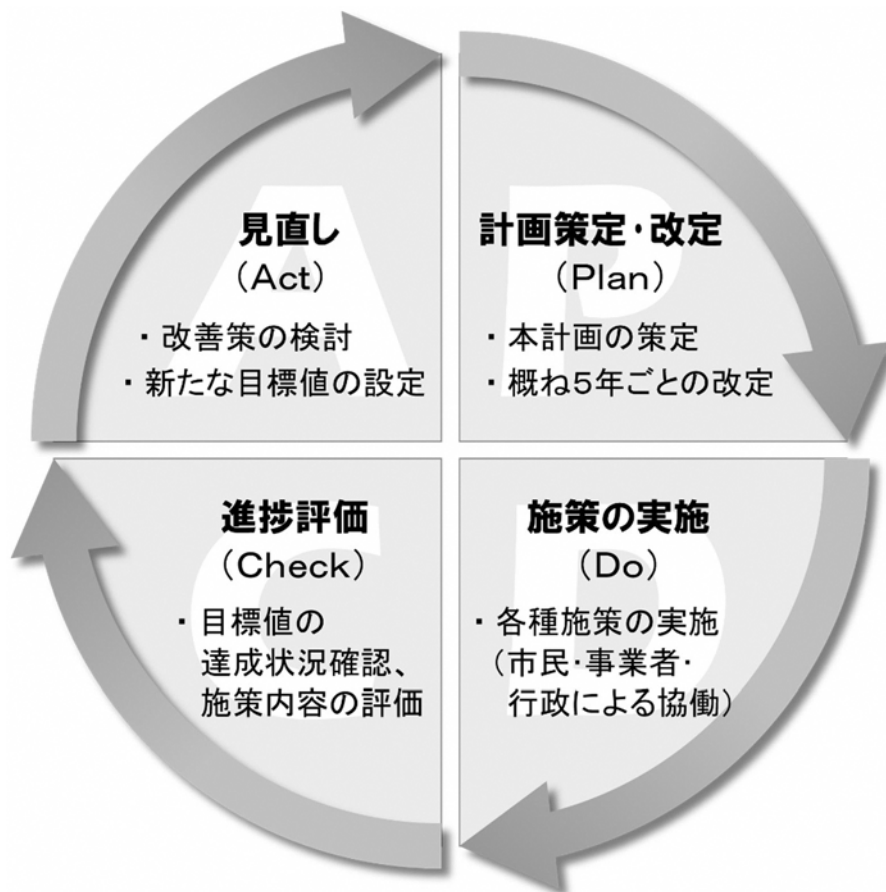


図 1－4 一般廃棄物処理基本計画における PDCA サイクル

第2節 市の概要

1 位置・地形

西東京市は、東京都心の北西部、武蔵野台地のほぼ中央に位置し、北は埼玉県新座市、南は武蔵野市及び小金井市、東は練馬区、西は小平市及び東久留米市に接しています。

標高は 47～67m で、地勢は北に白子川、中央部に新川（白子川支流）、南部に石神井川があり、その沿岸が 2～3m の低地となっているほか、一般に西から東になだらかに傾斜した、ほぼ平坦な地域です。

市域は、東西 4.8km、南北 5.6km にわたり、面積は 15.75km² となっています。



図 1－5 西東京市の位置

2 人口

平成 23 年度から令和 2 年度の人口の推移を表 1-1 及び図 1-6 に、平成 28 年度から令和 2 年度の年齢別構成人口の推移を表 1-2 に、また令和 2 年度の人口ピラミッドを図 1-7 に示します。

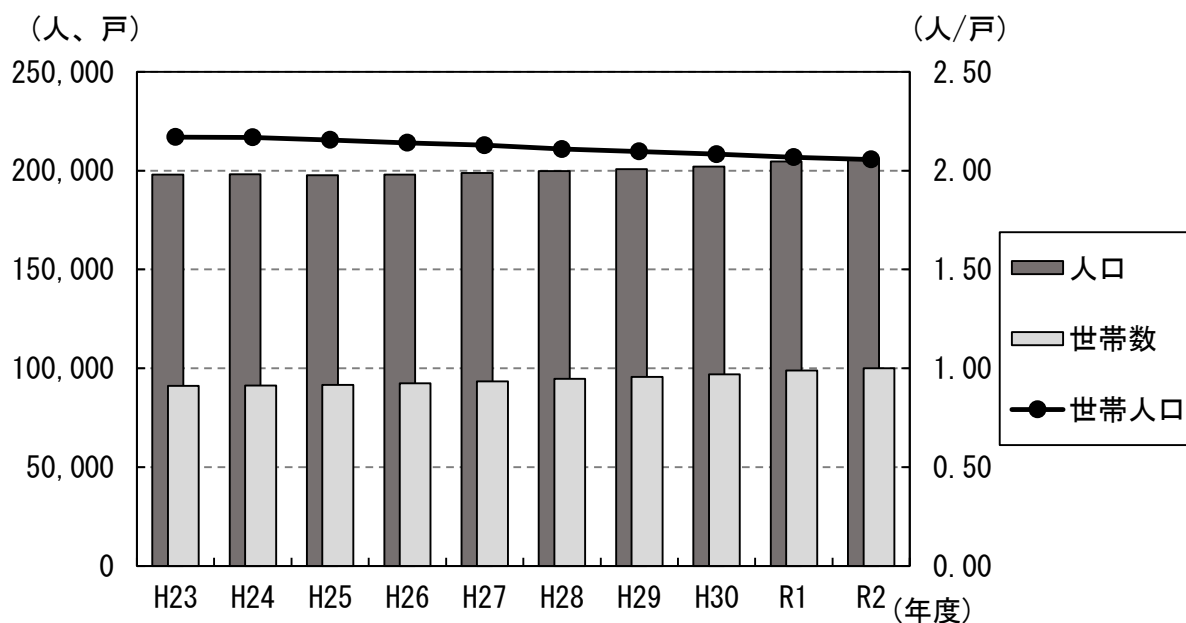
本市は平成 29 年度に人口が 20 万人を超過し、人口及び世帯数は増加傾向にあります。一方で、世帯人口は減少傾向にあります。

年齢別構成人口は、男女とも 45～49 歳が最も多く、次いで 50～54 歳が多くなっています。また、年少人口（14 歳以下）や生産年齢人口（15 歳以上、64 歳以下）の構成比が減少しているのに対し、高齢人口（65 歳以上）の構成比が増加しています。

表 1-1 人口・世帯数・世帯人口の推移

区 分	人口(人)	世帯数(戸)	世帯人口(人/戸)
平成23年度	197,973	91,198	2.17
平成24年度	198,081	91,326	2.17
平成25年度	197,607	91,672	2.16
平成26年度	198,026	92,464	2.14
平成27年度	198,869	93,414	2.13
平成28年度	199,698	94,662	2.11
平成29年度	200,817	95,722	2.10
平成30年度	202,115	96,975	2.08
令和元年度	204,658	98,939	2.07
令和2年度	205,907	100,085	2.06

※資料：住民基本台帳10月1日現在（外国人人口含む）



※資料：住民基本台帳10月1日現在（外国人人口含む）

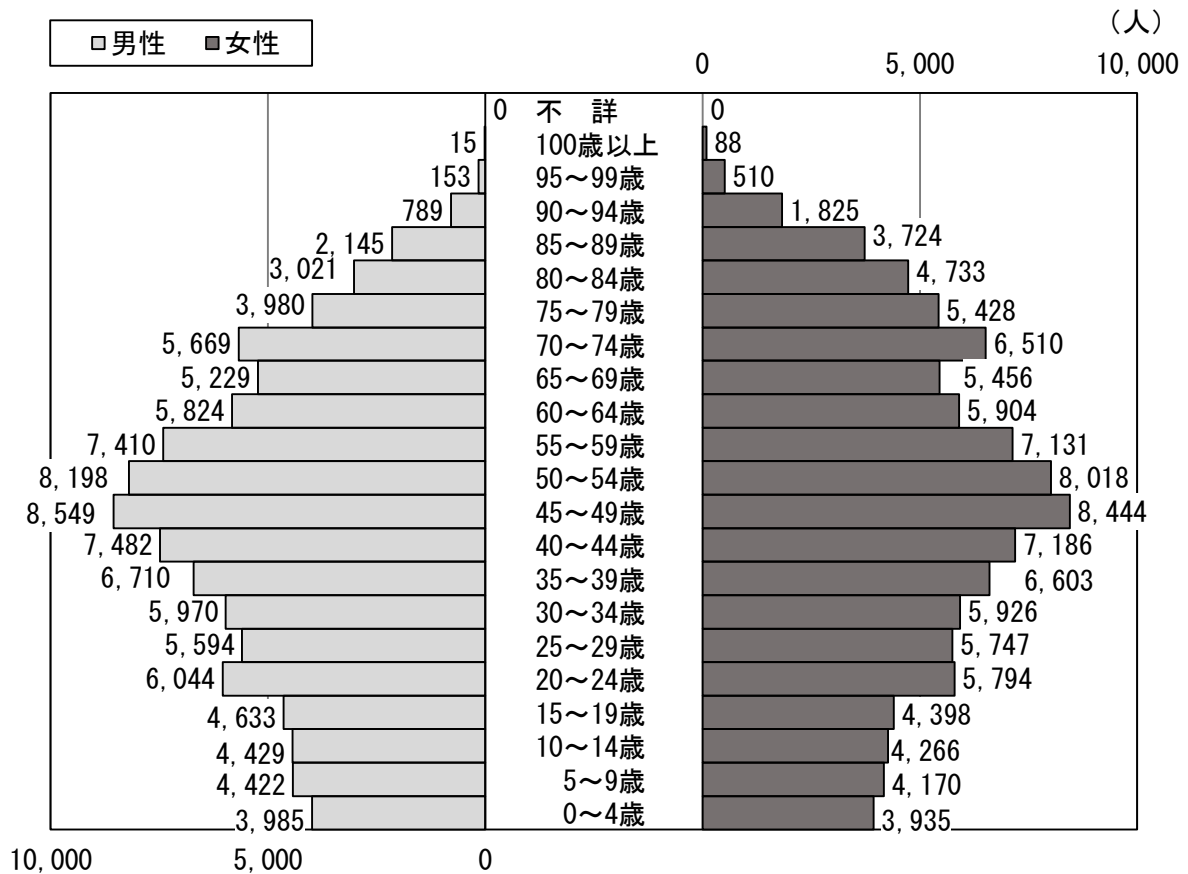
図 1-6 人口・世帯数・世帯人口の推移

表 1-2 年齢別人口の推移

区分	総数	年少人口 ～14歳		生産年齢人口 15～64歳		高齢人口 65歳～	
	人口 (人)	人口 (人)	構成比 (%)	人口 (人)	構成比 (%)	人口 (人)	構成比 (%)
平成28年度	199,790	24,677	12.35	127,928	64.03	47,185	23.62
平成29年度	201,058	24,772	12.32	128,501	63.91	47,785	23.77
平成30年度	202,817	24,954	12.30	129,569	63.88	48,294	23.81
令和元年度	205,125	25,118	12.25	131,273	64.00	48,734	23.76
令和2年度	206,047	25,207	12.23	131,565	63.85	49,275	23.91

※ 構成比は四捨五入をしているため、合計が100%にならない場合がある。

※資料：統計にしようきょう（1月1日現在、外国人人口含む）



※資料：令和2年統計にしようきょう（1月1日現在、外国人人口含む）

図 1-7 人口ピラミッド（令和2年度）

3 産業別人口

平成 21 年及び平成 26 年の産業別の事業所数・従業者数を表 1－3 に示します。

本市の事業所数の構成は第 3 次産業が 9 割近くを占め、次いで第 2 次産業が約 1 割、第 3 次産業が約 0.1%となっています。第 3 次産業の中では、「卸売業、小売業」が全体の 2 割以上を占め、次いで「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」「医療、福祉」が多くなっています。また、従業員数の構成は事業所数と概ね比例していますが、平成 28 年の「医療、福祉」の従業員数は「卸売業、小売業」よりも多く、最大となっています。

表 1－3 産業別事業所数・従業者数

産業（大分類）	平成21年				平成26年			
	事業所数	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)	事業所数	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)
総数	5,697	100.00%	53,097	100.00%	5,435	100.00%	52,016	100.00%
第1次産業	5	0.09%	25	0.05%	5	0.09%	25	0.05%
農業、林業	5	0.09%	25	0.05%	5	0.09%	25	0.05%
漁業	－	－	－	－	－	－	－	－
第2次産業	832	14.60%	7,631	14.37%	668	12.29%	5,742	11.04%
鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－
建設業	596	10.46%	4,553	8.57%	492	9.05%	3,866	7.43%
製造業	236	4.14%	3,078	5.80%	176	3.24%	1,876	3.61%
第3次産業	4,860	85.31%	45,441	85.58%	4,762	87.62%	46,249	88.91%
電気・ガス・熱供給・水道業	3	0.05%	59	0.11%	2	0.04%	31	0.06%
情報通信業	99	1.74%	1,042	1.96%	84	1.55%	1,343	2.58%
運輸業、郵便業	53	0.93%	1,692	3.19%	51	0.94%	2,029	3.90%
卸売業、小売業	1,373	24.10%	10,862	20.46%	1,257	23.13%	10,291	19.78%
金融業、保険業	84	1.47%	1,227	2.31%	69	1.27%	962	1.85%
不動産業、物品賃貸業	495	8.69%	2,093	3.94%	493	9.07%	1,907	3.67%
学術研究、専門・技術サービス業	248	4.35%	918	1.73%	223	4.10%	863	1.66%
宿泊業、飲食サービス業	798	14.01%	6,127	11.54%	735	13.52%	5,454	10.49%
生活関連サービス業、娯楽業	619	10.87%	3,454	6.51%	597	10.98%	3,082	5.93%
教育、学習支援業	294	5.16%	4,313	8.12%	309	5.69%	4,093	7.87%
医療、福祉	558	9.79%	8,115	15.28%	699	12.86%	10,773	20.71%
複合サービス業	25	0.44%	287	0.54%	22	0.40%	153	0.29%
サービス業（他に分類されないもの）	194	3.41%	3,666	6.90%	205	3.77%	3,868	7.44%
公務（他に分類されないもの）	17	0.30%	1,586	2.99%	16	0.29%	1,400	2.69%

※ 構成比は四捨五入をしているため、合計が100%にならない場合がある。

資料：平成21年、平成26年経済センサス基礎調査

4 土地利用

平成28年度から令和2年度の地目別土地面積の推移を表1-4に、令和2年度の地目別土地面積の割合を図1-8に示します。なお、この面積は固定資産税の対象となる土地面積であり、固定資産税が非課税となる土地（国・公有地、公共用地、墓地、道路、用水路、ため池、保安林、私立学校用地、宗教法人の境内等）は除きます。

本市の地目別土地面積の構成は、宅地が8割以上を占め、次いで畑、雑種地の順で多くなっています。また、宅地面積は増加傾向にある一方、畑の面積は減少傾向にあります。

表 1-4 地目別土地面積の推移

(単位: ha)

区分	宅地	畑	山林	雑種地	免税点未満	合計
平成28年度	876.64	137.92	0.73	29.44	1.94	1,046.67
平成29年度	880.00	133.34	0.71	28.54	2.16	1,044.75
平成30年度	883.33	128.90	0.71	28.00	2.50	1,043.44
令和元年度	887.28	125.50	0.66	27.52	2.28	1,043.24
令和2年度	889.57	122.01	0.64	27.64	3.01	1,042.87

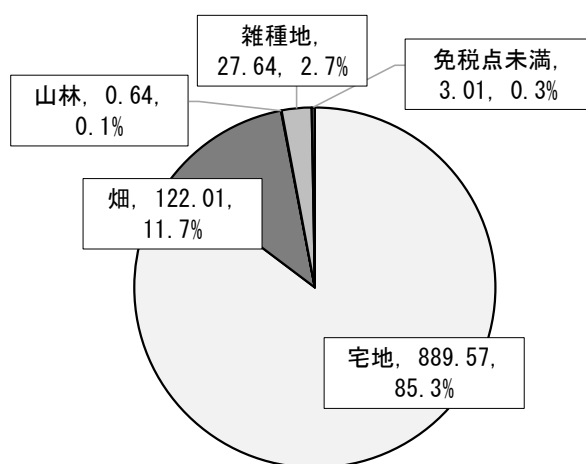


図 1-8 地目別土地面積割合（令和2年度）

第3節 ごみ・資源の処理状況

1 社会的情勢

(1) 廃棄物処理に係る関係法令

廃棄物の処理に係る関係法令の体系を図 1－9 に示します。

廃棄物・リサイクル行政の理念の基本となるのが、平成 12 年に公布された「循環型社会形成推進基本法」(以下、「循環基本法」という。)です。同法は環境基本法の基本理念に則り、循環型社会の形成についての基本原則を定めるなど、循環型社会の形成に関する基本法として位置付けられています。また同法では、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務を明確にし、事業者及び国民の排出者責任を明らかにするとともに、生産者が自ら生産する製品等について使用され廃棄物となった後まで一定の責任を負う「拡大生産者責任」の一般原則を採用しています。

循環基本法の下で具体的に実施される個別法が、廃棄物処理の骨格をなす「廃棄物の清掃及び処理に関する法律」(以下、「廃棄物処理法」という。)、資源の有効な利用の確保を目的とする「資源の有効な利用の促進に関する法律」(以下、「資源有効利用促進法」という。)であり、個別物品のリサイクルに関しては、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(以下、「容器包装リサイクル法」という。)、**「特定家庭用機器再商品化法」**(以下、「家電リサイクル法」という。)等の各種リサイクル法等があります。

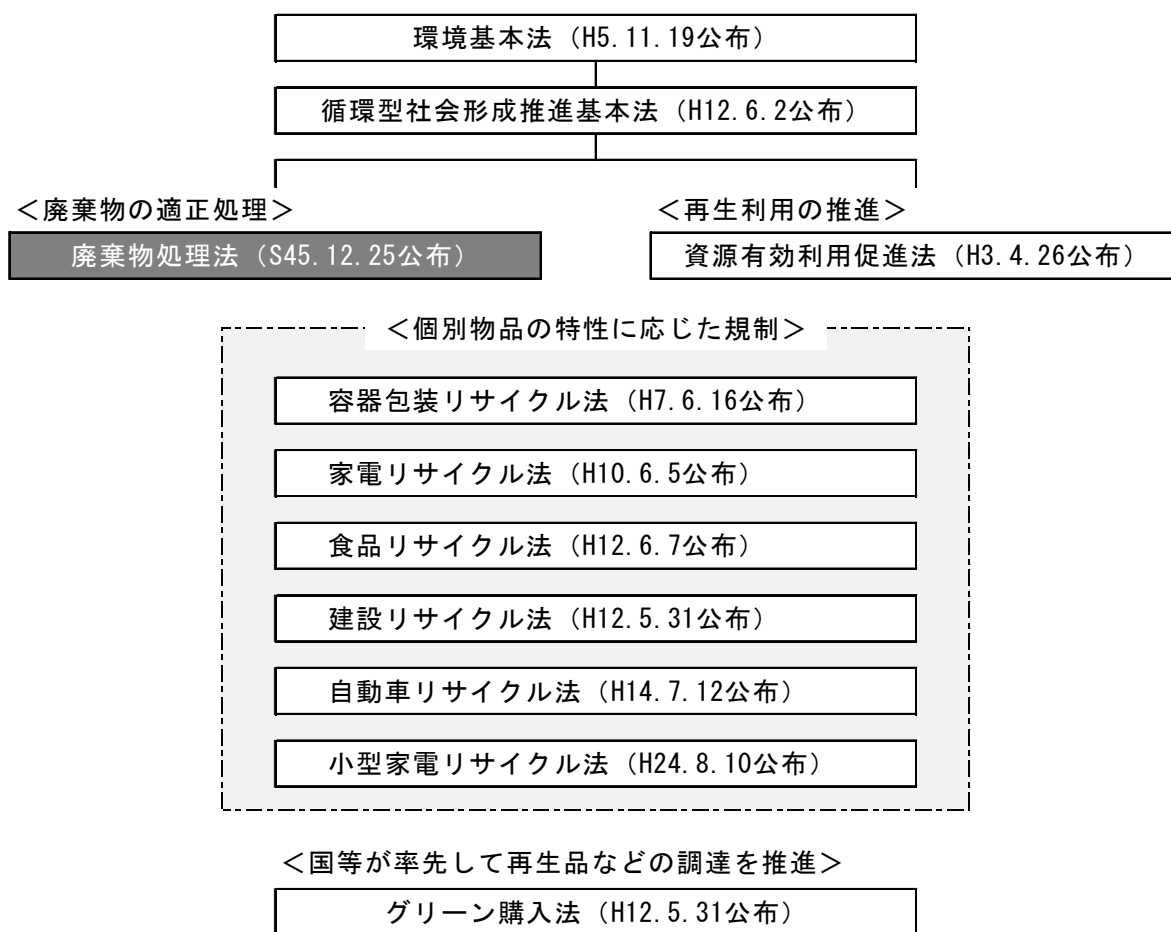


図 1－9 関係法令の体系図

（２）国の動向

国では、平成 28 年 9 月に「ごみ処理基本計画策定指針」が改定され、計画策定に対する基本的な指針が示されたほか、循環基本法に基づき、平成 30 年 6 月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」（以下、「第四次循環基本計画」という。）が閣議決定されています。「第四次循環基本計画」では、3R（リデュース、リユース、リサイクル）等の資源生産性を高める取り組みを一層強化することや万全な災害廃棄物処理体制を構築していくこと、食料品のロスを削減していくための対応等について述べられています。

また、海洋プラスチックごみ問題や気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっていることから、令和元年 5 月に「プラスチック資源循環戦略」が策定され、令和 3 年 6 月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が公布されています。「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の概要は以下のとおりです。

＜プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律＞

プラスチックの資源循環の促進などを総合的かつ計画的に推進するため、以下の事項等に係る基本方針を策定する。

- ・ プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
- ・ ワンウェイプラスチック使用の合理化
- ・ プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化

個別の措置事項として、市町村へは、プラスチック資源の分別収集を促進するため、「容器包装リサイクル法」のルートを活用したプラスチック資源の再商品化等を検討。

さらに、令和元年 10 月には「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下、「食品ロス削減推進法」という。）が施行され、令和 2 年 3 月に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されました。「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」の概要は以下のとおりです。

＜食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針＞

多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、以下の事項を定める。

- ・ 国・地方公共団体・事業者・消費者等の役割と行動、連携
- ・ 国による食品ロス削減の取り組みの強力な推進

市町村は、本基本方針、及び都道府県の食品ロス削減推進計画を踏まえ、市町村の食品ロス削減推進計画の策定することが求められる。

(3) 東京都の動向

東京都では平成 28 年 3 月に、「東京都環境基本計画」及びその中の個別分野の計画として「東京都資源循環・廃棄物処理計画」を策定しています。「東京都環境基本計画」及び「東京都資源循環・廃棄物処理計画」の概要をそれぞれ表 1－5 及び表 1－6 に示します。

表 1－5 東京都環境基本計画

区分	概要
目指す将来像	「世界一の環境先進都市・東京」の実現
政策の柱 (環境政策の 方向性)	1 スマートエネルギー都市の実現 2 3R・適正処理の促進と「持続可能な資源利用」の推進 3 自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の継承 4 快適な大気環境、良質な土壌と水循環の確保 5 環境施策の横断的・総合的な取組

表 1－6 東京都資源循環・廃棄物処理計画

区分	概要
計画期間	平成28（2016）年度～令和2（2020）年度 また、2050年を見据えた2030年のビジョンを示す
目指すべき姿	「持続可能な資源利用への転換」と「良好な都市環境の次世代への継承」
計画目標	1 資源ロスの削減 2 「持続可能な調達」の普及 3 循環的利用の推進と最終処分量の低減 4 適正かつ効率的な処理の推進 5 災害廃棄物の処理体制
主要な施策	1 食品ロスの削減 2 エコマテリアルの利用と持続可能な調達の普及の促進 3 廃棄物の循環的利用の更なる促進（高度化・効率化） 4 廃棄物の適正処理と排出者のマナー向上 5 健全で信頼される静脈ビジネスの発展 6 災害廃棄物対策

また、令和元年12月には「ゼロエミッション東京戦略」、令和3年3月には改定版の「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report」を策定し、さらにその中の重点的対策が必要な分野の個別計画・プログラムとして「プラスチック削減プログラム」及び「東京都食品ロス削減推進計画」を策定しました。「ゼロエミッション東京戦略」及び「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report」、「プラスチック削減プログラム」、「東京都食品ロス削減推進計画」の概要をそれぞれ表 1-7～表 1-9に示します。

表 1-7 ゼロエミッション東京戦略
／ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report

区分	概要
目指す将来像	「ゼロエミッション東京」を実現し世界の「CO ₂ 排出実質ゼロ」に貢献
戦略の柱	戦略Ⅰ エネルギーセクター 政策1 再生可能エネルギーの基幹エネルギー化 政策2 水素エネルギーの普及拡大 戦略Ⅱ 都市インフラセクター（建築物編） 政策3 ゼロエミッションビルの拡大 戦略Ⅲ 都市インフラセクター（運輸編） 政策4 ゼロエミッションビークルの普及促進 戦略Ⅳ 資源・産業セクター 政策5 3Rの推進 政策6 プラスチック対策 政策7 食品ロス対策 政策8 フロン対策 戦略Ⅴ 気候変動適応セクター 政策9 適応策の強化 戦略Ⅵ 共感と協働 エンゲージメント&インクルージョン 政策10 多様な主体と連携したムーブメントと社会システムの変革 政策11 区市町村との連携強化 政策12 都庁の率先行動 政策13 世界諸都市等との連携強化 政策14 サステナブルファイナンスの推進

表 1－8 プラスチック削減プログラム

区分	概要
目指すべき姿	CO ₂ 実質ゼロの持続可能なプラスチック利用
目標達成に向けた施策	1 使い捨てを徹底的に見直し、リユースを基調とした社会へ 2 循環的利用の高度化 3 廃プラスチックの国内循環利用促進のための緊急対策 4 持続可能なバイオマス利用への転換 5 海洋へのプラスチックごみ流出の防止等 6 焼却・熱回収からの転換

表 1－9 東京都食品ロス削減推進計画

区分	概要
目指すべき姿	食品ロス発生量実質ゼロ
目標達成に向けた施策	発生抑制（リデュース） 1 発生抑制（リデュース）を基調とした持続可能な循環型社会へ 2 先進技術を活用した食品ロスの削減 3 フードサプライチェーンにおける取組の推進 有効活用（リユース） 4 未利用食品の有効活用の推進 再生利用（リサイクル） 5 食品リサイクルの推進

(4) 市の廃棄物処理の動向

本市では平成31年3月に「西東京市第2次西東京市総合計画後期基本計画」、及び「西東京市第2次環境基本計画 後期計画」を策定しています。その中の廃棄物処理に関する事項の概要をそれぞれ表1-10、表1-11に示します。

表 1-10 西東京市第2次総合計画・後期基本計画（廃棄物処理関連）

区分	概要
計画期間	平成31年度～令和5年度
基本理念	やさしさとふれあいの西東京に暮らし、まちを楽しむ
基本方針	1 みんなでつくるまちづくり 2 創造性の育つまちづくり 3 笑顔で暮らすまちづくり <u>4 環境にやさしいまちづくり</u> 5 安全で快適に暮らすまちづくり 6 活力と魅力あるまちづくり
廃棄物処理に関する取り組み	基本方針4 環境にやさしいまちづくり 環－2 持続可能な環境に配慮した社会を確立するために 環2－1 地球温暖化対策の推進 環2－2 循環型社会の構築 ○資源循環型社会の推進 ○環境美化に向けた取組の推進 ○食品ロスの削減に向けた取組の推進 環2－3 生活環境の維持

表 1－11 西東京市第2次環境基本計画 後期計画

区分	概要
計画期間	平成31年度～令和5年度
基本理念	良好な環境を将来の世代に引き継ぐ
基本方針	1 温室効果ガス排出量の削減・エネルギー消費量の削減を進めます 2 自然環境、歴史的及び文化的環境資源の保全・創出・活用を進めます 3 <u>ごみの削減、資源の有効利用を進めます</u> 4 安全・安心で生活環境の確保を進めます 5 持続可能な社会の実現に向けた環境意識の醸成・協働の仕組みづくりを進めます
廃棄物処理に関する取り組み	基本方針3 ごみの削減、資源の有効利用を進めます 施策9 ごみの減量化 ①ごみ減量の取組の推進 ②市民・事業者・市の協働によるごみ減量の推進 施策10 再使用、再資源化の推進 ①再使用の推進 ②再資源化の推進 施策11 効率的なごみ処理、広域処理の推進 ①効率的なごみ処理のための情報収集、情報発信 ②効率的なごみ収集の推進 ③広域処理の推進

2 ごみ処理体制

(1) ごみ処理フロー

本市のごみ処理フローを図 1-10 に示します。

本市から排出されたごみ及び資源物については、本市、清瀬市、東久留米市の3市で構成されている柳泉園組合の柳泉園クリーンポート（焼却処理施設）、粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターで共同処理しています。

可燃ごみは、柳泉園クリーンポートで焼却処理され、焼却残渣はエコセメントの原料として再利用しています。

不燃ごみ、粗大ごみは、不燃・粗大ごみ処理施設で選別・破碎され、選別後に発生する可燃物は柳泉園クリーンポートで焼却処理し、不燃残渣は民間施設に搬入して固形燃料（RPF）化や、ガス化溶融により余熱を利用した発電、またスラグ、金属類を回収して資源化しています。

資源物（びん、缶、ペットボトル）は、リサイクルセンターで再選別し、プレス機による圧縮等の処理を行い、資源回収業者へ引き渡しています。

他の資源物（古紙・古布類、プラスチック容器包装類、廃食用油、小型家電、金属類、せん定枝）は、直接に資源回収業者へ引き渡しています。

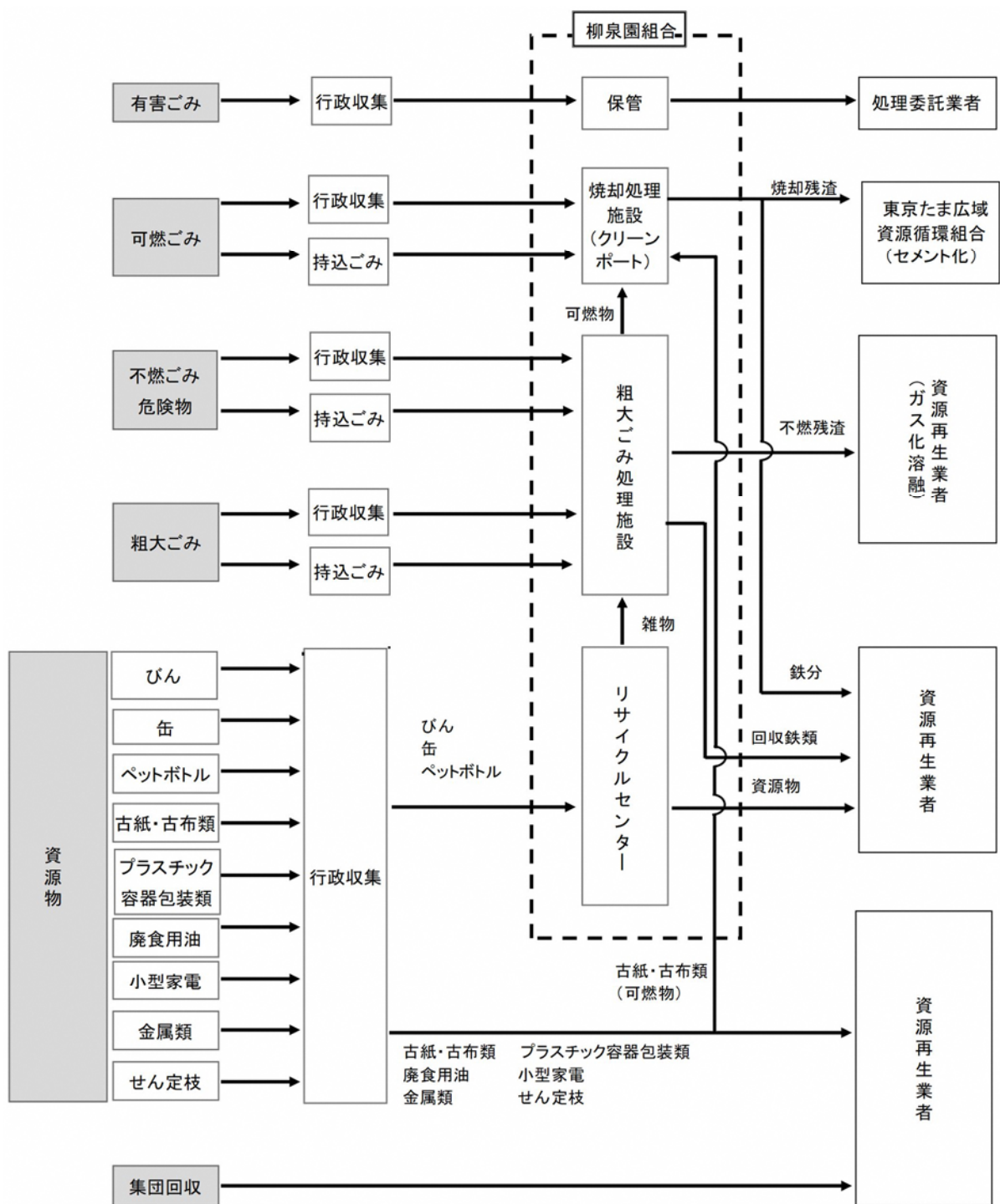


図 1-10 ごみ処理フロー

(2) ごみ分別区分

本市のごみ分別区分を表 1-12 及び表 1-13 に示します。

本市のごみについては、可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ・危険物、粗大ごみ、及び資源物（びん、缶、ペットボトル、スプレー缶・ライター、古紙・古布類、プラスチック容器包装類、金属類、小型家電、廃食用油、せん定枝）に区分されています。

表 1-12 ごみ分別区分（その1）

分 別 区 分	ごみの種類
可燃ごみ	生ごみ・貝がら、花火・タバコの吸い殻、足拭きマット、まくら、シップ薬、軍手・汚れた古布、そうめんの箱、資源にならない紙類（感熱紙（レシートなど）、ティッシュ・クッキングペーパー、昇華転写紙（アイロンプリント紙）、カーボン系用紙、感熱性発泡紙、洗濯・洗剤の箱（石鹸・線香の箱など）、ピザの箱）、衛生用品（ペットの砂、包帯、生理用品、使用済みばんそうこう、在宅医療で試用された機材類（輸液バッグ、カテーテル、注射筒など））、綿入り製品（指定収集袋に入るもの）、指定収集袋からはみ出しても収集できるもの（すだれ、ほうき（ブラシ部分が天然素材のもの）、木製バット・木製のつえ）、おむつなど
不燃ごみ	結束バンド、乾燥剤、うちわ、保冷剤・使い捨てカイロ、スポンジ、せともの・ガラス食器、電球（LED含む、電球型蛍光灯除く）、汚れたラップ・アルミホイル、ストロー・歯ブラシ、雨がっぱ、釣竿・リール、ホースリール、ジョイントマット、ポット、植木鉢・プランター、水槽・人形ケース（指定収集袋に入るもの）、くつ・スキー靴、汚れの落としづらいプラスチック容器包装類（化粧品類、チューブ類、レトルトパック）、プラスチック製品類（おもちゃ、ハンガー、スプーン・フォーク、食料品保存用袋・容器、お風呂のフタ、バケツ・カゴ・たらい・ベビーバス（指定収集袋に入るもの）など
有害ごみ・危険物	蛍光灯電球・蛍光灯、乾電池・体温計、危険物（刃物類）、傘など
粗大ごみ	一辺の長さが約30cm以上の大型ごみ

表 1-13 ごみ分別区分（その2）

分別区分		ごみの種類
資源物	びん	ガラスのびん、ビールびん、一升びん、ジャムのびん、梅酒用のびん、インスタントコーヒーのびんなど
	缶	アルミ缶、スチール缶、ビールの缶、ジュースの缶、海苔の缶、お茶の缶、お菓子の缶など
	ペットボトル	飲料用・酒類用・醤油用など、PET1と表示されたもの
	スプレー缶・ライター	スプレー缶、カセットボンベ、ライター
	古紙・古布類	ダンボール
		雑誌・雑紙
		新聞紙
		飲料用パック
		古布類
	プラスチック容器包装類	ポリ袋類、カップ・パック類、キャップ・ラベル類、トレイ類、緩衝材・発泡スチロール、洗剤ボトル・シャンプーボトルなど、プラと表示されたもの
	金属類	なべ・やかん・フライパン、王冠・食器具・金属製のフタ、水筒、卓上コンロ、トースター、オーブントースター、蛇口、ステッパー、体重計、工具、針金ハンガー、鉄アレイ（1個10kgまで）、ストーブガード、三脚、キックスクーター、ホッピング、金属製あみ、つっぱり棒棚など
	小型家電	炊飯器、アイロン、電気ポット、ホットプレート、魚焼き器、ミキサー、AVコード・電源コード・ケーブル類・コンセントケーブル、携帯オーディオプレーヤー、電子辞書・電動ひげそり、コーヒーメーカー、照明器具（カバー含む）、ドライヤー、ヘルスメーター、電動工具、腕時計・置き時計、カメラ・ビデオカメラ、カーナビシステム、電話機・FAX付電話、キーボード（70cm未満）、ラジカセ・ミニコンポ、DVD・ビデオデッキ（リモコン含む）、ゲーム機・携帯ゲーム機、パソコン周辺機器、プリンター（高さ21cm未満かつ幅51cm未満）、掃除機、扇風機など
	廃食用油	サラダ油などの食用油
	せん定枝	せん定枝・落ち葉・草

(3) ごみ排出・収集運搬

本市のごみ排出・収集運搬体制を表 1-14 に、ごみ処理手数料を表 1-15 に示します。

収集運搬は本市で行っており、可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック容器包装類はそれぞれ有料の指定収集袋、粗大ごみについては粗大ごみ処理シール券の貼付により収集を行っています。

また、令和元年10月1日から、可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック容器包装類と同様に、資源物（びん、缶、ペットボトル、スプレー缶、ライター、古紙・古布類、金属類、小型家電、廃食用油）も戸別収集を行っています。

表 1-14 ごみ排出・収集運搬体制

令和3年3月現在

分別区分			排出方法	収集頻度	収集方法	収集区分		
家庭ごみ	可燃ごみ		指定収集袋（黄色）	週2回	戸別収集	委託		
	不燃ごみ			2週に1回				
	有害ごみ・危険物							
	粗大ごみ		シール券を貼付	随時				
	資源物	びん		カゴ等			2週に1回	
		缶					週1回	
		ペットボトル						
		スプレー缶・ライター		透明・半透明袋等			2週に1回	
		古紙・古布類		ひもでしばる/紙袋にまとめる/透明・半透明袋				
		プラスチック容器包装類		指定収集袋（灰色）			週1回	
		金属類		カゴ等	4週に1回	直営/委託		
		小型家電		そのまま		委託		
		廃食用油		こぼれない容器				
せん定枝		透明・半透明袋等	週2回	直営/委託				
持込ごみ	可燃ごみ		—	適宜	自己搬入/許可業者	委託/直接持込		
	不燃ごみ				自己搬入	直接持込		
	粗大ごみ							

※令和元年10月1日から、可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック容器包装類と同様に、資源物（びん、缶、ペットボトル、スプレー缶、ライター、古紙・古布類、金属類、廃食用油、小型家電）も戸別収集を行っています。

※原則は戸別収集としておりますが、特例として集積所収集を継続している場所があります。

表 1－15 ごみ処理手数料

ごみ種類		指定収集袋・ごみ処理手数料等		
家庭 ごみ	可燃ごみ ・不燃ごみ兼用		ミニ袋 (5リットル相当)	75円/10枚
			小袋 (10リットル相当)	150円/10枚
			中袋 (20リットル相当)	300円/10枚
			大袋 (40リットル相当)	600円/10枚
	プラスチック 容器包装類		小袋 (10リットル相当)	50円/10枚
			中袋 (20リットル相当)	100円/10枚
			大袋 (40リットル相当)	200円/10枚
	粗大ごみ		粗大ごみ処理 シール券(サイズ別)	200円、500円、1,000円、 1,500円、2,000円、2,500円
持込 ごみ	可燃ごみ、不燃ごみ、 粗大ごみ	指定収集袋不要	直接持込	380円/10kg

3 ごみ排出量の実績

(1) 排出量の実績

本市のごみ排出量実績を表 1-16 及び図 1-11 に示します。

ごみ排出量及び行政回収の資源物量は、平成 25 年度をピークに、平成 28 年度から令和元年度にかけては横ばい傾向となっていました。新型コロナウイルスの影響により、令和 2 年度には増加に転じています。集団回収は一貫して減少傾向にあります。

表 1-16 ごみ排出量の実績

区分／年度	単位	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
総排出量	t/年	50,926	51,320	52,168	51,944	51,199	50,086	50,118	50,352	50,223	51,742
ごみ量	t/年	34,195	34,374	34,569	34,547	33,926	33,265	33,453	33,845	34,047	34,877
家庭系ごみ(行政回収)	t/年	27,921	27,587	27,338	27,130	26,972	26,459	26,344	26,390	27,072	28,658
可燃ごみ	t/年	24,151	23,913	23,691	23,554	23,327	22,964	22,723	22,779	23,269	24,183
不燃ごみ	t/年	3,560	3,468	3,453	3,387	3,459	3,296	3,429	3,407	3,437	3,871
有害ごみ・危険物	t/年	57	53	55	57	54	58	51	51	56	61
粗大ごみ	t/年	153	153	139	132	132	141	141	153	310	543
持込みごみ	t/年	6,274	6,787	7,231	7,417	6,954	6,806	7,109	7,455	6,975	6,219
可燃ごみ(事業系ごみ)	t/年	6,238	6,753	7,202	7,361	6,895	6,725	6,995	7,318	6,825	6,047
不燃ごみ	t/年	17	17	11	31	28	30	30	35	32	37
粗大ごみ	t/年	19	17	18	25	31	51	84	102	118	135
資源量	t/年	16,731	16,946	17,599	17,397	17,273	16,821	16,665	16,507	16,176	16,865
行政回収	t/年	13,162	13,415	14,152	14,002	13,949	13,605	13,549	13,441	13,297	14,096
びん類	t/年	1,925	1,860	1,874	1,929	1,873	1,802	1,765	1,733	1,702	1,852
缶類	t/年	580	564	555	532	506	517	530	529	511	565
ペットボトル	t/年	615	613	629	618	625	634	652	732	741	789
古紙・古布類	t/年	7,205	6,997	7,421	7,246	7,131	6,809	6,647	6,411	6,362	6,687
プラスチック容器包装類	t/年	2,346	2,345	2,396	2,384	2,360	2,419	2,437	2,500	2,602	2,777
硬質プラスチック	t/年	9	52	54	54	54	45	47	45	0	0
金属類	t/年	217	432	411	385	396	379	377	392	407	490
非鉄類	t/年	40	53	68	79	77	70	68	68	39	28
小型家電	t/年	-	198	341	367	351	351	345	348	251	224
廃食用油	t/年	49	51	51	50	51	52	50	51	51	51
せん定枝	t/年	176	250	350	350	500	500	600	600	600	600
一次処理・生ごみ	t/年	-	-	2	8	25	27	31	32	31	33
集団回収	t/年	3,569	3,531	3,447	3,395	3,324	3,216	3,116	3,066	2,879	2,769
紙類	t/年	-	-	3,145	3,096	3,015	2,912	2,798	2,732	2,547	2,424
布類	t/年	3,569	3,531	302	299	309	304	318	334	332	345

※端数調整により合計が合わない場合があります。

※令和2年度実績については速報値であり、確定値ではありません。

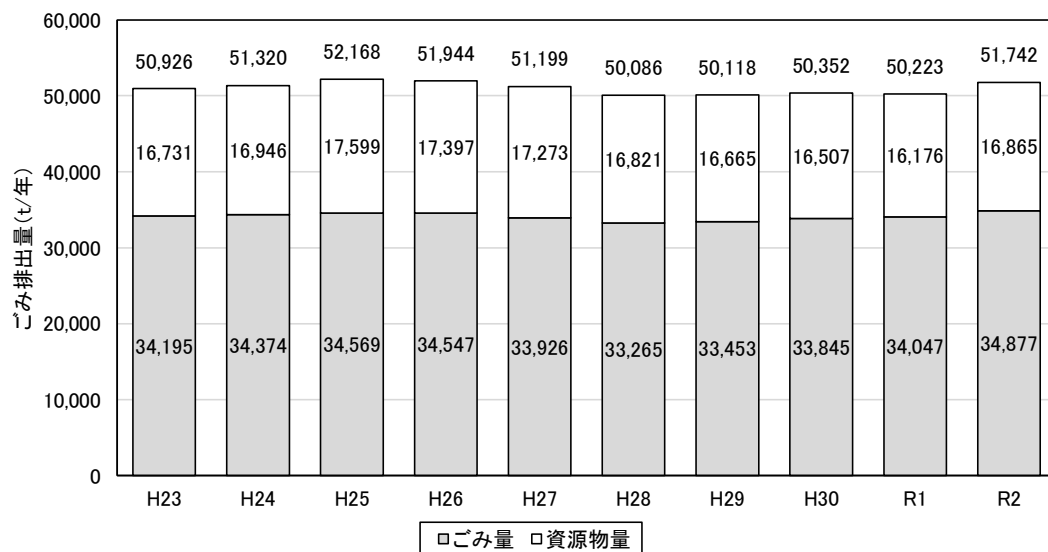


図 1-11 ごみ排出量の実績

(2) 排出量の原単位

本市のごみ排出量原単位実績を表 1-17 及び図 1-12 に示します。

総ごみ排出量原単位は、平成 25 年度をピークに、平成 26 年度から令和元年度にかけて減少傾向にありましたが、令和 2 年度には増加に転じています。

家庭ごみ排出量原単位は、平成 30 年度までは減少傾向にありますが、令和元年度から増加となっており、特に可燃ごみ及び粗大ごみが増えています。新型コロナウイルス感染症の影響により、生活様式に大きな変化があったことによるものと考えられます。

表 1-17 ごみ排出量原単位の実績

区分／年度	単位	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
人口(各年度10月1日時点)	人	197,973	198,081	197,607	198,026	198,869	199,698	200,817	202,115	204,658	205,907
総排出量原単位	g/人日	705	710	723	719	705	687	684	683	672	688
ごみ量原単位	g/人日	473	476	479	478	468	456	456	459	455	464
家庭系ごみ(行政回収)	g/人日	386	382	379	375	372	363	359	358	362	381
可燃ごみ	g/人日	334	331	328	326	321	315	310	309	311	322
不燃ごみ	g/人日	49	48	48	47	48	45	47	46	46	52
有害ごみ・危険物	g/人日	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
粗大ごみ	g/人日	2	2	2	2	2	2	2	2	4	7
持込みごみ	g/人日	87	94	100	103	96	93	97	101	93	83
可燃ごみ(事業系ごみ)	g/人日	86	93	100	102	95	92	95	99	91	80
不燃ごみ	g/人日	0.2	0.2	0.2	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5	0.4	0.5
粗大ごみ	g/人日	0.3	0.2	0.2	0.3	0.4	0.7	1.1	1.4	1.6	1.8
資源量原単位	g/人日	232	234	244	241	238	231	227	224	217	224
行政回収	g/人日	182	186	196	194	192	187	185	182	178	188
集団回収	g/人日	49	49	48	47	46	44	43	42	39	37

※端数調整により合計が合わない場合があります。

※令和2年度実績については速報値であり、確定値ではありません。

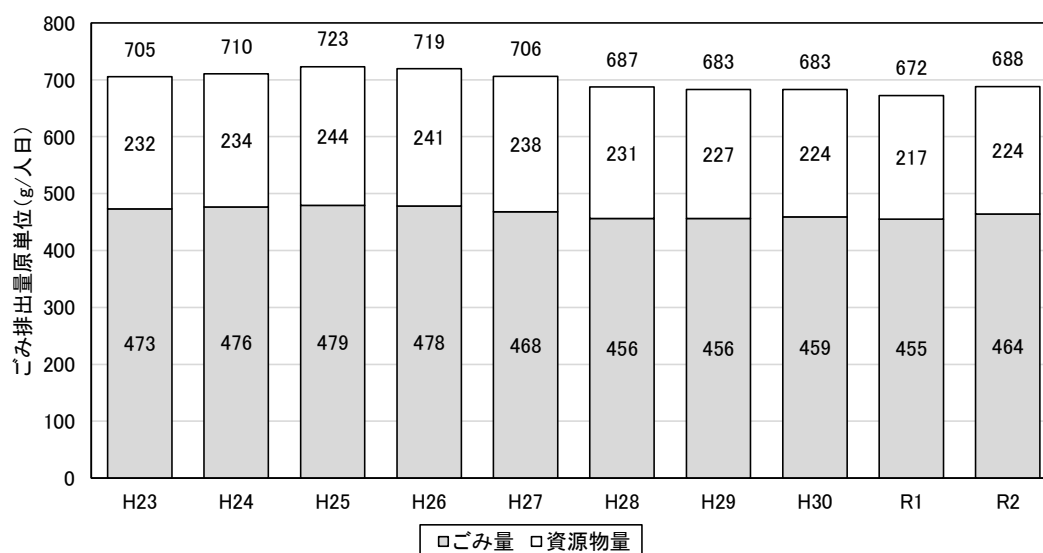


図 1-12 ごみ排出量原単位の実績

4 資源化・減量化の実績

(1) 資源物の分別回収

本市では、合併前の旧保谷市では昭和 63 年 3 月から、旧田無市では平成元年 10 月から市内全域で資源物の分別回収を開始しました。

本市における資源物については、びん、缶、ペットボトル、スプレー缶・ライター、古紙・古布類、プラスチック容器包装類、金属類、小型家電、廃食用油、せん定枝に区分されています。

資源物の対象品目は、分別収集を実施した当初は、びん類、缶類、古紙・古布類、牛乳パックでしたが、資源化の推進とごみ減量化に向けて、平成 19 年 10 月より白色トレイを含む容器包装プラスチックを対象品目として分別収集を行い、平成 25 年 10 月からは小型家電リサイクル法に基づく小型家電の回収を実施しています。

更に、本市では金属類、廃食用油、せん定枝（草、落ち葉を含む）も対象品目として資源化を行っています。

(2) 資源化量

本市における資源化量の実績を表 1-18 に示します。

本市で回収された資源物は、柳泉園組合へ搬入、または民間業者へ直接搬入された後、資源化されます。また、柳泉園組合の各処理施設から発生する残渣等についても、可燃残渣はエコセメント化、不燃残渣は固形燃料（RPF）化（平成 28 年度まで）やガス化熔融（平成 29 年度から）等により資源化を行っています。

資源化量は、平成 25 年度をピークに減少傾向となっていました。令和元年度からは、粗大ごみ等の発生量増加にともなって増加に転じています。

表 1－18 資源化量の推移

区分／年度	単位	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
資源化量	t/年	21,416	21,837	22,340	22,100	21,860	21,261	21,162	20,942	20,652	21,587
直接資源化	t/年	10,042	10,378	11,094	10,923	10,945	10,652	10,602	10,447	10,343	10,890
古紙・古布類	t/年	7,205	6,997	7,421	7,246	7,131	6,809	6,647	6,411	6,362	6,687
プラスチック容器包装類	t/年	2,346	2,345	2,396	2,384	2,360	2,419	2,437	2,500	2,602	2,777
硬質プラスチック	t/年	9	52	54	54	54	45	47	45	0	0
金属類	t/年	217	432	411	385	396	379	377	392	407	490
非鉄類	t/年	40	53	68	79	77	70	68	68	39	28
小型家電	t/年	—	198	341	367	351	351	345	348	251	224
廃食用油	t/年	49	51	51	50	51	52	50	51	51	51
せん定枝	t/年	176	250	350	350	500	500	600	600	600	600
一次処理・生ごみ	t/年	—	—	2	8	25	27	31	32	31	33
中間処理後資源化	t/年	7,805	7,928	7,799	7,782	7,591	7,393	7,444	7,429	7,430	7,928
焼却処理施設	t/年	4,510	4,570	4,383	4,459	4,264	4,104	4,136	4,090	4,105	4,262
エコセメント化	t/年	4,338	4,432	4,266	4,329	4,134	3,975	4,008	3,965	3,978	4,122
鉄分残渣	t/年	172	138	117	130	130	129	128	125	127	140
粗大ごみ処理施設	t/年	527	648	683	644	657	666	666	668	707	805
回収鉄類	t/年	139	250	284	266	261	253	257	253	280	355
固形燃料化/ガス化溶融	t/年	388	398	399	378	396	413	409	415	427	450
リサイクルセンター	t/年	2,768	2,710	2,733	2,679	2,670	2,623	2,642	2,671	2,618	2,861
ガラス類	t/年	1,610	1,563	1,593	1,573	1,570	1,528	1,524	1,478	1,428	1,555
金属類	t/年	568	563	541	521	499	494	500	500	483	540
ペットボトル	t/年	590	584	599	585	601	601	618	693	707	766
集団回収	t/年	3,569	3,531	3,447	3,395	3,324	3,216	3,116	3,066	2,879	2,769
紙類	t/年	3,569	3,531	3,145	3,096	3,015	2,912	2,798	2,732	2,547	2,424
布類	t/年			302	299	309	304	318	334	332	345

※令和2年度実績については速報値であり、確定値ではありません。

5 中間処理の実績

(1) 施設の概要

本市から排出されたごみ及び資源物については、本市、清瀬市、東久留米市の3市で構成されている柳泉園組合で共同処理しています。柳泉園組合所管の柳泉園クリーンポート（焼却処理施設）、粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターの概要をそれぞれ表 1-19～表 1-21に示します。

表 1-19 焼却処理施設の概要

区 分	内 容
施設名称	柳泉園クリーンポート
所在地	東久留米市下里 4-3-10
建設年月	着工：平成 9 年 7 月 竣工：平成 13 年 12 月（平成 12 年 11 月より稼働）
炉型式	全連続燃焼式
焼却方式	ストーカ方式
処理能力(基数)	315t/日(105t/日×3基)
総事業費	14,400,183 千円
余熱利用施設	室内プール、浴場施設
建築面積	工場棟：約 6,496 m ² 管理棟：約 978 m ²
延床面積	工場棟：約 20,698 m ² 管理棟：約 2,939 m ²
煙突高さ	100m
発電設備	蒸気タービン方式(最大 6,000kW)
公害防止対策設備	乾式消石灰・活性炭噴霧＋バグフィルタ＋脱硝反応塔

表 1-20 粗大ごみ処理施設の概要

区 分	内 容
施設名称	粗大ごみ処理施設
所在地	東久留米市下里 4-3-10
建設年月	着工：昭和 48 年 11 月 竣工：昭和 50 年 3 月 改造(破碎装置)：昭和 58 年 12 月～昭和 59 年 3 月 改造(クレーン及びピット)：昭和 60 年 9 月～昭和 61 年2月
破碎型式	縦型リンググラインダ式破碎機
処理能力	50t/5h
処理対象	不燃ごみ、粗大ごみ
選別種類	破碎鉄分、可燃物、不燃物、フィルム状プラスチック
処理設備	破碎機、サイクロン選別機、磁選機、トロンメル選別機
総事業費	150,000 千円
改造費(破碎装置)	149,900 千円
改造費(クレーン及びピット)	123,000 千円
建築面積	約 387 m ²
延床面積	約 586 m ²

表 1－2 1 リサイクルセンターの概要

区 分	内 容
施設名称	リサイクルセンター
所在地	東久留米市下里 4-3-10
建設年月	着工：平成 4 年 12 月 竣工：平成 5 年 10 月
処理能力	65t/5h(缶：10t/5h、びん：15t/5h、古紙・古布類 40t/5h)
処理対象	缶、びん、古紙・古布類
処理設備	磁選機、アルミ選別機、鉄プレス機、アルミプレス機、 古紙圧縮梱包機、カレット選別装備(ターンテーブル)
総事業費	1,215,091 千円
建築面積	約 1,560 m ²
延床面積	約 2,690 m ²

(2) 中間処理量

本市のごみ処理量実績を表 1-22 に示します。

表 1-22 ごみ処理量の推移

区分／年度		単位	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
焼却処理施設の処理量	処理量		t/年	33,495	33,568	33,712	33,648	33,037	32,489	32,824	33,281	33,896
	処理量	家庭系・可燃ごみ	t/年	24,151	23,913	23,691	23,554	23,327	22,964	22,723	22,779	24,183
		事業系・可燃ごみ	t/年	6,238	6,753	7,202	7,361	6,895	6,725	6,995	7,318	6,047
	選別残渣		t/年	3,106	2,902	2,819	2,733	2,815	2,800	3,106	3,184	3,666
	処理 内訳	粗大ごみ処理施設可燃残渣	t/年	3,106	2,902	2,819	2,733	2,815	2,800	3,106	3,184	3,666
		埋立処分	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		資源化	t/年	4,510	4,570	4,383	4,459	4,264	4,104	4,136	4,090	4,262
		エコセメント化	t/年	4,338	4,432	4,266	4,329	4,134	3,975	4,008	3,965	4,122
		鉄分残渣	t/年	172	138	117	130	130	129	128	125	140
	粗大ごみ処理施設の処理量		t/年	3,801	3,710	3,674	3,621	3,698	3,562	3,722	3,722	4,603
粗大ごみ処理施設の処理量	処理量		t/年	3,749	3,655	3,621	3,575	3,650	3,518	3,684	3,697	4,586
	処理量	家庭系(行政回収)・不燃ごみ	t/年	3,560	3,468	3,453	3,387	3,459	3,296	3,429	3,407	3,871
		家庭系(行政回収)・粗大ごみ	t/年	153	153	139	132	132	141	141	153	543
		家庭系(持込み)・不燃ごみ	t/年	17	17	11	31	28	30	30	35	37
		家庭系(持込み)・粗大ごみ	t/年	19	17	18	25	31	51	84	102	135
	選別残渣		t/年	52	55	53	46	48	44	38	25	24
	リサイクルセンター不燃残渣		t/年	52	55	53	46	48	44	38	25	24
	処理 内訳	可燃残渣	t/年	3,106	2,902	2,819	2,733	2,815	2,800	3,106	3,184	3,666
		資源化	t/年	527	648	683	644	657	666	666	668	805
		回収鉄類	t/年	139	250	284	266	261	253	257	253	355
		固形燃料化/ガス化熔融	t/年	388	398	399	378	396	413	409	415	450
リサイクルセンターの処理量	処理量		t/年	3,120	3,037	3,058	3,079	3,004	2,953	2,947	2,994	3,206
	びん類		t/年	1,925	1,860	1,874	1,929	1,873	1,802	1,765	1,733	1,852
	缶類		t/年	580	564	555	532	506	517	530	529	565
	ペットボトル		t/年	615	613	629	618	625	634	652	732	789
	処理 内訳	不燃残渣(夾雑物)	t/年	52	55	53	46	48	44	38	25	24
		資源化	t/年	2,768	2,710	2,733	2,679	2,670	2,623	2,642	2,671	2,632
		ガラス類	t/年	1,610	1,563	1,593	1,573	1,570	1,528	1,524	1,478	1,428
		金属類	t/年	568	563	541	521	499	494	500	500	483
		ペットボトル	t/年	590	584	599	585	601	601	618	693	707
保管施設	有害ごみ		t/年	57	53	55	57	54	58	51	51	61
	処理 内訳	資源化	t/年	57	53	55	57	54	58	51	51	61
		有害ごみ	t/年	57	53	55	57	54	58	51	51	61
	有害ごみ		t/年	57	53	55	57	54	58	51	51	61

※令和2年度実績については速報値であり、確定値ではありません。

6 最終処分の実績

本市の最終処分量は、平成 19 年度以降、焼却残渣をエコセメント化施設に搬入しているため、0 t となっています。

7 ごみ質の分析

(1) 本市におけるごみ質分析結果

本市では令和2年度に、家庭ごみのごみ質分析を実施しました。令和2年度の、家庭系可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック容器包装類のごみ質分析結果、及び令和2年度の各ごみ中の不適正物の内訳をそれぞれ図1-13～図1-18に示します。

1) 可燃ごみ

可燃ごみについては、令和2年度の適正排出（西東京市のごみの分け方、出し方（分別のルール）に沿った排出方法を守っている割合）は約70～95%となっています。

前回計画時と令和2年度は同様の傾向にあり、生ごみが全体の約2～3割を占める他、戸建てでは枝木の排出が多くなっています。また不適正物の中では、古紙・古布類が最も多く、次いでプラスチック容器包装類となっています。

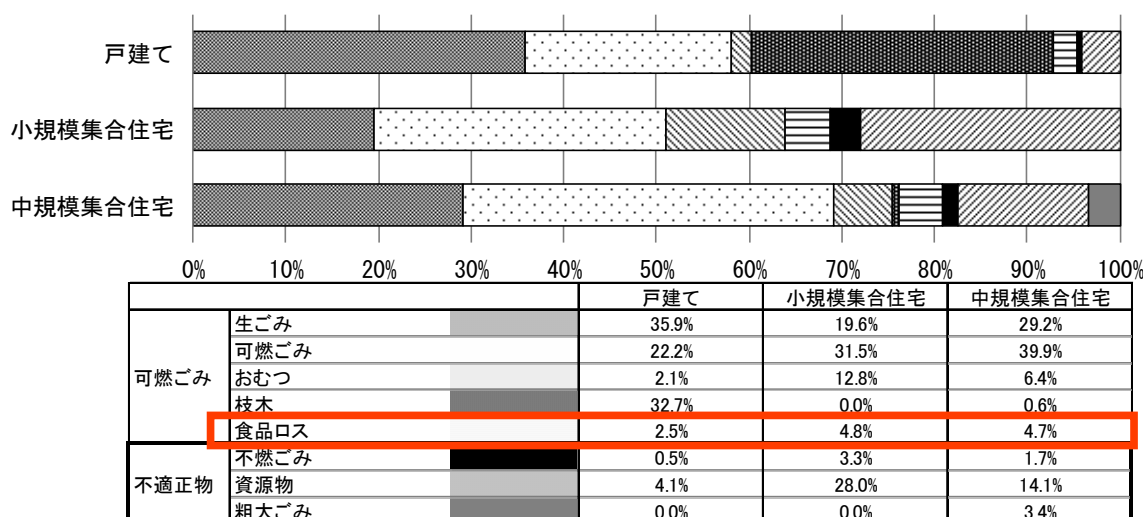


図 1-13 可燃ごみの組成分析結果（令和2年度）

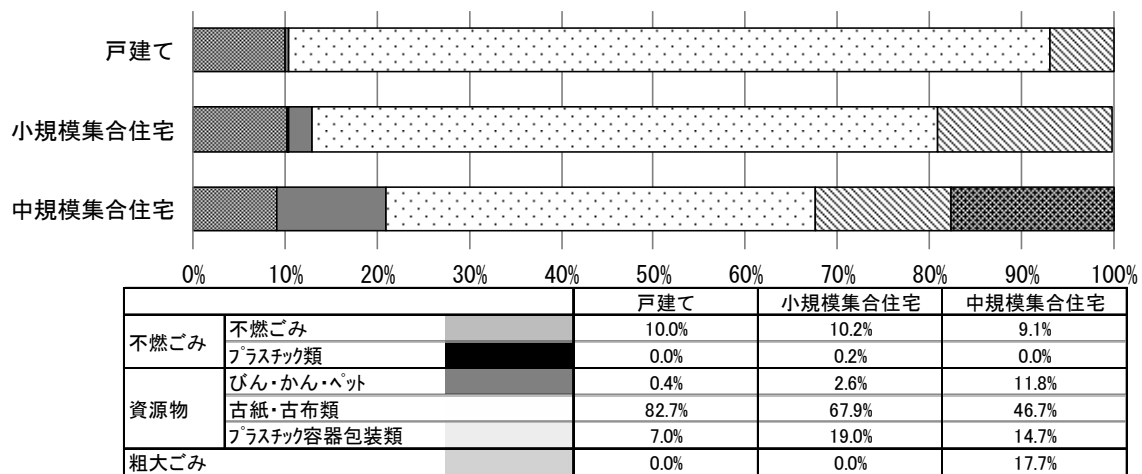


図 1－14 可燃ごみの不適正物の内訳（令和２年度）

2) 不燃ごみ

不燃ごみについては、令和2年度の適正排出は約35～60%と低くなっています。

令和2年度は前回計画時と比較して、主に資源物が増加したことから、特に小規模集合住宅において、適正に排出された不燃ごみの割合が減少しています。また不適正物の中では、プラスチック容器包装類や、小規模集合住宅では可燃ごみや金属類の割合が多くなっています。

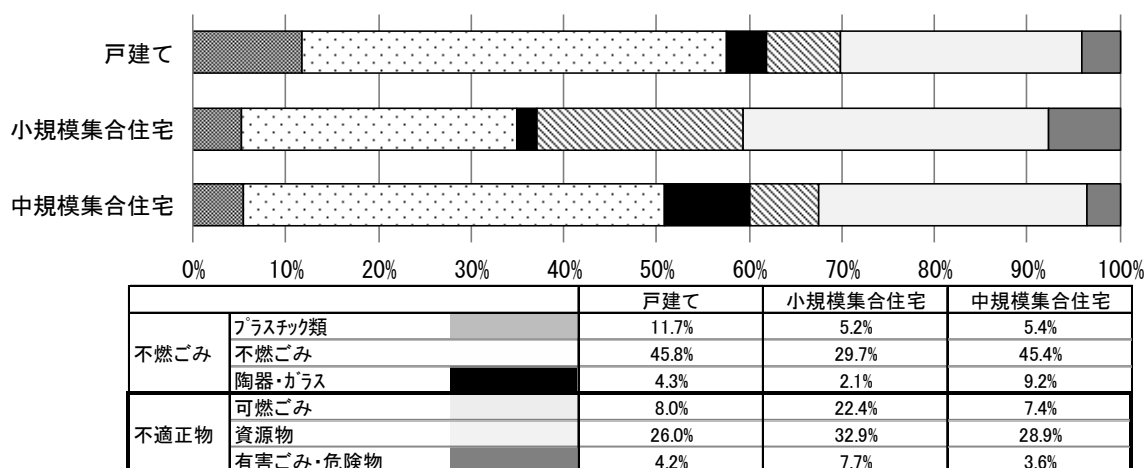


図 1-15 不燃ごみの組成分析結果（令和2年度）

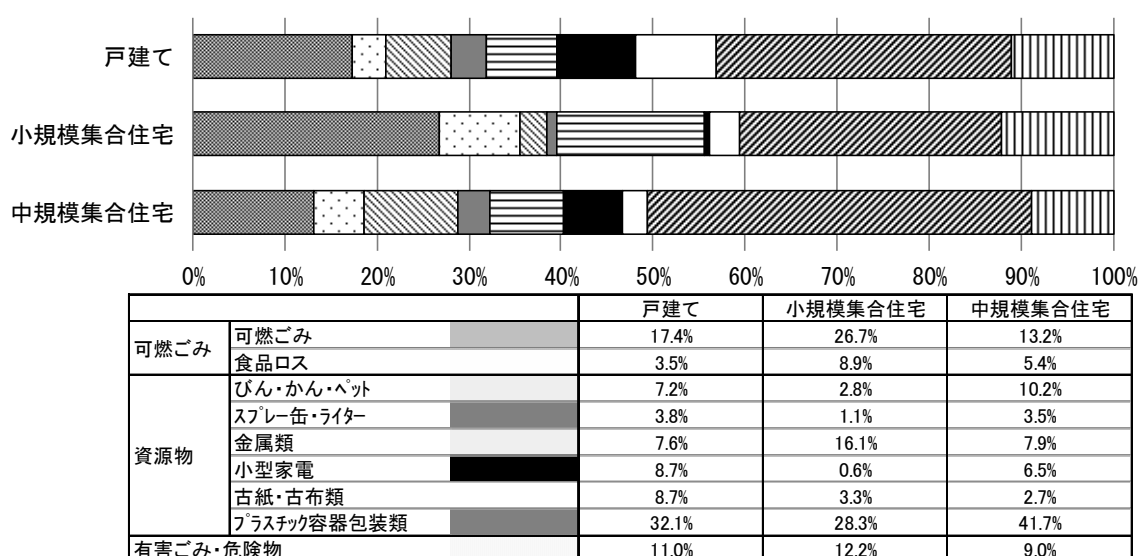


図 1-16 不燃ごみの不適正物の内訳（令和2年度）

3) プラスチック容器包装類

プラスチック容器包装類については、令和2年度の適正排出は約70～90%となっています。

前回計画時と令和2年度は同様の傾向にありますが、不適正物中の不燃ごみが減少し、適正に排出されたプラスチック容器包装類の割合が増加しています。また不適正物としては、ストローやスプーン、クリアファイル等、容器包装ではないプラスチックが多く含まれていました。

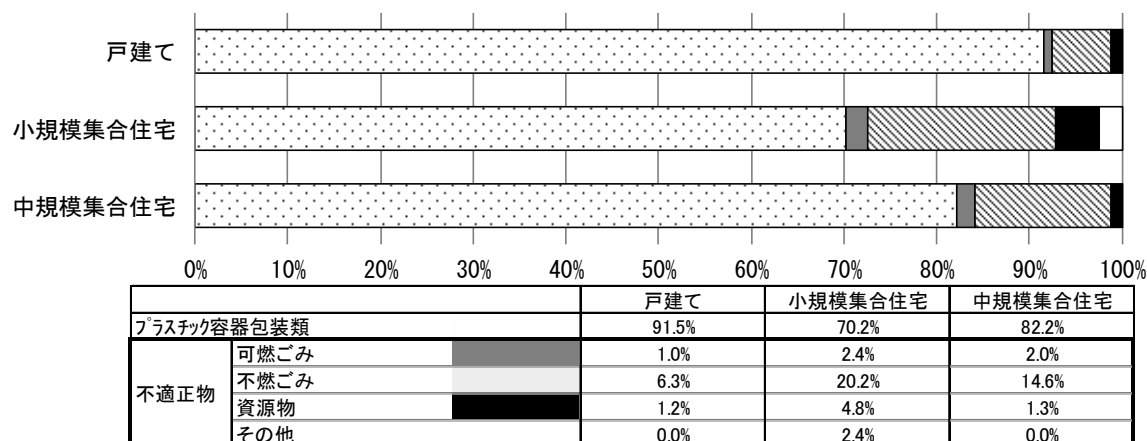


図 1-17 プラスチック容器包装の組成分析結果（令和2年度）

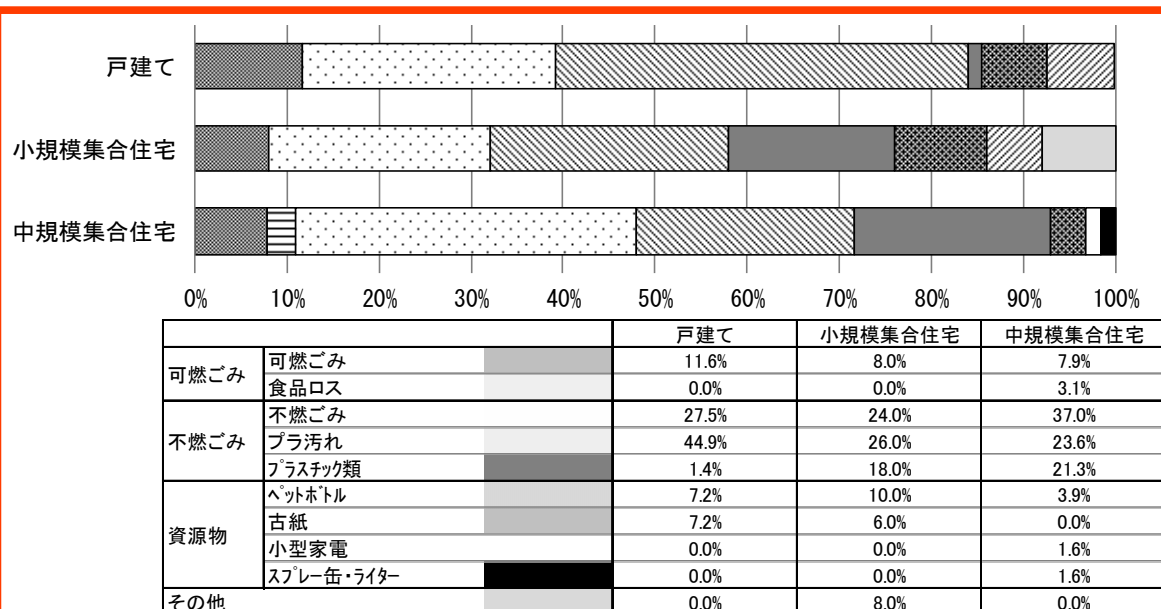


図 1-18 プラスチック容器包装の不適正物の内訳（令和2年度）

(2) 組合におけるごみ質分析結果

柳泉園組合では、毎年ごみ質分析を実施しています。可燃ごみの三成分値、低位発熱量、種類組成をそれぞれ図 1-19～図 1-21 に示します。

三成分は、令和元年度では水分が 42.0%、可燃分が 52.4%、灰分が 5.6%となっています。

低位発熱量は、概ね 2,400kcal/kg で推移しており、令和元年度は 2,555kcal/kg となっています。なお、柳泉園クリーンポートの計画ごみ質（設計値）は低質ごみで 1,400kcal/kg、基準ごみで 2,100kcal/kg、高質ごみで 2,800kcal/kg となっていることから、低位発熱量が基準ごみよりもやや高い数値になっています。

種類組成は、令和元年度では紙類が 42.1%、プラスチックが 22.0%、厨芥が 9.2%、木・草が 8.4%、繊維類が 7.8%、不燃分（金属類、石・ガラス類）が併せて 2.9%等となっています。

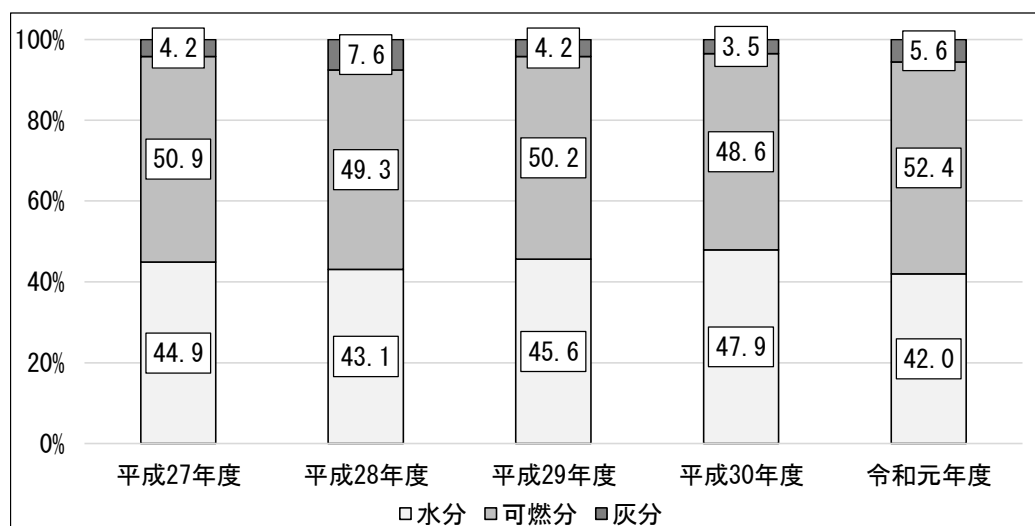


図 1-19 ごみ質分析結果（三成分）

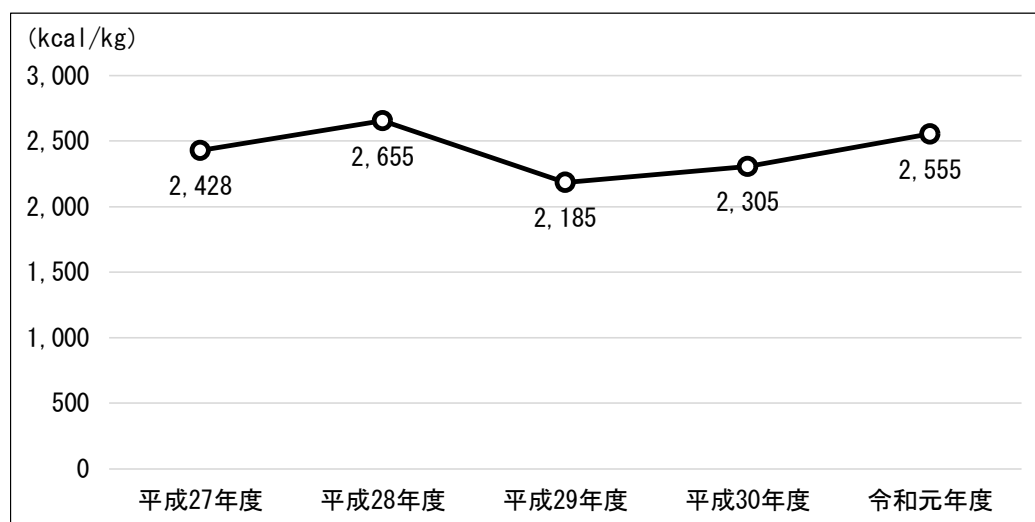


図 1-20 ごみ質分析結果（低位発熱量）

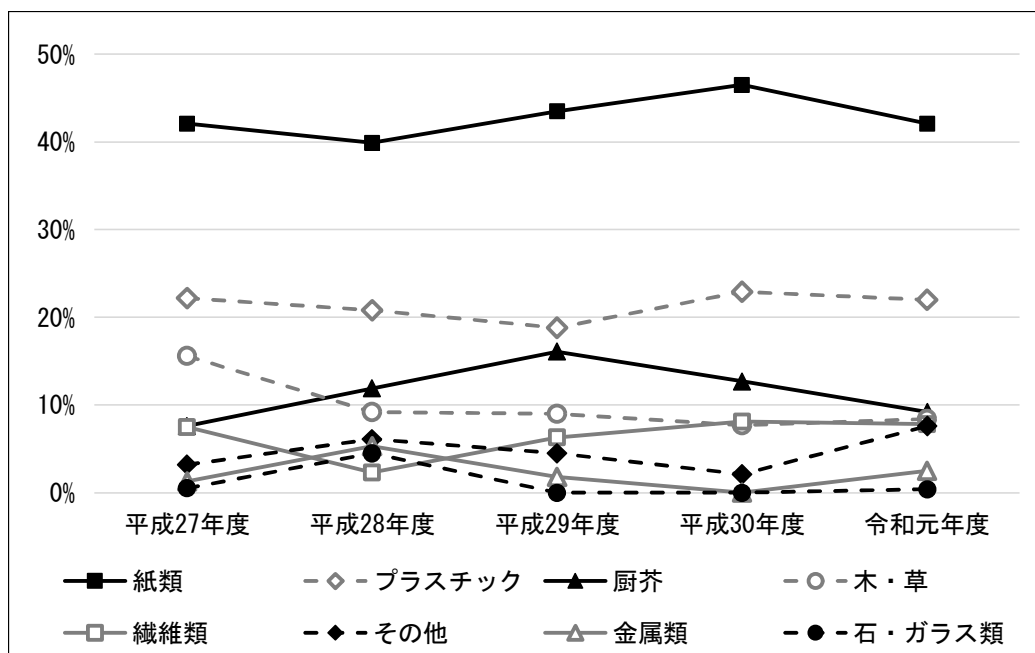


図 1-2-1 ごみ質分析結果（種類組成）

8 ごみ処理経費

(1) 本市におけるごみ処理経費

本市の財政におけるごみ処理経費は、衛生費の中の清掃費に包含されます。本市の清掃費、及び市民一人当たりの清掃費をそれぞれ表 1-23、表 1-24 に示します。

一般会計に占める清掃費の割合は概ね4%前後で推移しており、総額は平成30年度までは減少傾向にありましたが、令和元年度からは増加に転じております。

清掃事業には市民一人当たり約1万4千円を要しており、概ね減少傾向にあります。

表 1-23 決算額における清掃費の推移

(単位：千円)

区分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計 歳出		68,959,650	70,346,742	74,637,994	70,962,551	
清掃費	清掃総務費	343,729	315,529	255,861	229,918	決算報告後に追記予定
	職員人件費	334,065	308,616	248,528	222,359	
	廃棄物減量等推進審議会費	2,800	4,460	4,554	4,758	
	一般管理事務費	6,864	2,453	2,779	2,801	
	塵芥処理費	2,603,783	2,608,836	2,439,979	2,549,836	
	塵芥収集事業費	687,200	696,112	656,402	667,186	
	リサイクル推進事業費	590,979	617,769	621,731	708,431	
	資源循環等負担金	1,325,604	1,294,955	1,161,846	1,174,219	
	し尿処理費(し尿収集事業費)	1,956	1,947	1,938	1,952	
	計	2,949,468	2,926,312	2,697,778	2,781,706	
清掃費 対前年比		98.1%	99.2%	92.2%	103.1%	
清掃費が一般会計に占める割合		4.3%	4.2%	3.6%	3.9%	

表 1-24 市民一人当たりの清掃費の推移

区分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
清掃費	千円	2,949,468	2,926,312	2,697,778	2,781,706	決算報告後に追記予定
人口	人	199,698	200,817	202,115	204,658	
市民一人当たり清掃費	千円/人	14.77	14.57	13.35	13.59	

※人口は各年住民基本台帳10月1日現在(外国人人口含む)

(2) 維持管理費

柳泉園組合所管の各施設の維持管理費を表 1-25 に示します。

柳泉園クリーンポートについては現在、経費の効率化及び適正化を目的として、民間事業者と、令和 14 年 6 月 30 日までの「柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業」の契約を締結しています。

表 1-25 各施設の維持管理費の推移

(単位：千円)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
柳泉園クリーンポート	1,512,410	1,503,301	1,305,388	1,328,349	1,348,330
粗大ごみ処理施設	219,193	189,903	201,815	188,251	196,223
リサイクルセンター	123,328	129,474	127,124	123,684	126,251
し尿処理施設	46,080	46,398	44,254	42,236	39,510
合 計	1,901,011	1,869,076	1,678,581	1,682,520	1,710,314

※施設建設費、議会費及び総務費は含みません。

(3) 負担金

本市を含む組合構成市の柳泉園組合への負担金、及び本市の東京たま広域資源循環組合への負担金をそれぞれ表 1-26、表 1-27 に示します。

表 1-26 組合構成市の柳泉園組合への負担金の推移

(単位：千円)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
西東京市	782,881	755,167	643,750	653,317	661,110
清瀬市	343,772	329,556	246,258	245,386	234,285
東久留米市	534,711	512,693	416,316	382,589	328,047
合 計	1,661,364	1,597,416	1,306,324	1,281,292	1,223,442

表 1-27 東京たま広域資源循環組合への負担金の推移

(単位：千円)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
西東京市	542,723	739,788	518,096	520,902	

令和2年度実績値は決算報告後に追記予定

9 ごみ処理状況の評価

(1) 前回計画目標値との比較

「西東京市一般廃棄物処理基本計画」（平成 29 年 3 月）では、令和 3 年度を目標年度として目標値を設定しています。令和元年度までの達成状況を表 1－28 に示します。

令和元年度の実績値を目標値と比較したところ、目標値に対してはごみ・資源量原単位は目標を達成していますが、家庭ごみ原単位は 15g/人日、ごみ排出量は 2,603t/年の更なる減量が、資源化率は 4.9%の更なる資源化が必要な状況にあります。

家庭ごみ原単位については、計画策定以降一貫して減少傾向にありましたが、令和元年度に新型コロナウイルスの影響を受けて増加に転じています。

ごみ排出量については、人口増加の影響を受けて減少傾向に歯止めがかかっていたことに加え、令和元年度には新型コロナウイルスの影響を受けて増加に転じています。

資源化率については、資源物の排出量が減少傾向にあるために低い値となっていますが、全国的に見ると高い水準で推移しています。また、焼却残渣のエコセメント化や、民間活用による不燃残渣の固形燃料（RPF）化（平成 28 年度まで）やガス化溶融（平成 29 年度から）による資源化等により、ごみ・資源排出量の約 4 割が資源化されています。

表 1－28 第 3 期計画目標値との比較

区分	単位	実績値	目標値	達成状況 ※5
		R1	R3	
家庭ごみ原単位 ※1	g/人日	362	347	+15
ごみ排出量 ※2	t/年	34,047	31,444	+2,603
ごみ・資源原単位 ※3	g/人日	540	551	達成済み
資源化率 ※4	%	32.2	37.1	-4.9

※1 家庭ごみ原単位＝家庭系ごみ（行政回収）原単位（資源量を除く）

※2 ごみ排出量＝家庭系ごみ（行政回収）量＋持込ごみ量（資源量を除く）

※3 ごみ・資源原単位＝家庭系ごみ（行政回収）原単位＋行政回収資源原単位
（持込ごみ、集団回収を除く）

※4 資源化率＝資源物排出量÷（ごみ排出量＋資源物排出量）

※5 達成状況の数値は、実績値と目標値との差を表す。

（２）類似自治体との比較

環境省市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（平成 30 年度実態調査結果）を用いて、本市と類似自治体の比較を行いました。

総務省が提示している類似団体別市町村財政指数表の類型に基づいた、本市の都市形態（都市）、人口区分（Ⅳ：15 万人以上）、及び産業構造（3：Ⅱ次・Ⅲ次人口比 95%以上、Ⅲ次人口比 65%以上）と類似している、本市を含む全国の 36 自治体の平均値と比較した結果を表 1－29 及び図 1－22 に示します。

類似自治体の平均値を赤線（比較指数値を 100 とする）、本市の実績を黒線にて表示しており、比較指数値が大きく、赤線の外側に行くほど、他自治体より優れていることを示します。

類似自治体の平均値と比較すると、本市の 1 人 1 日当たりごみ総排出量、資源回収率、及び最終処分率の比較指数値は 100 以上と優れており、本市ではごみ発生抑制・資源化・最終処分抑制の取り組みの効果が高いと考えられます。

一方で、1 人当たり年間処理経費、及び最終処分減量に要する費用の比較指数値は 100 を下回っており、ごみ処理経費がやや高い状況にあると考えられます。

表 1－29 類似自治体との比較（H30）

指標	36類似自治体の 平均値	西東京市	比較指数値
1人1日当たりごみ総排出量(g/人・日)	841	683	118.8
1人当たり年間処理経費(円/人・年)	12,233	14,410	82.2
資源回収率(%)	24.5	33.8	138
最終処分率(%)	5.4	0	200
最終処分減量に要する費用(円/t)	38,378	48,127	74.6

※資料：環境省市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（平成30年度実態調査結果）

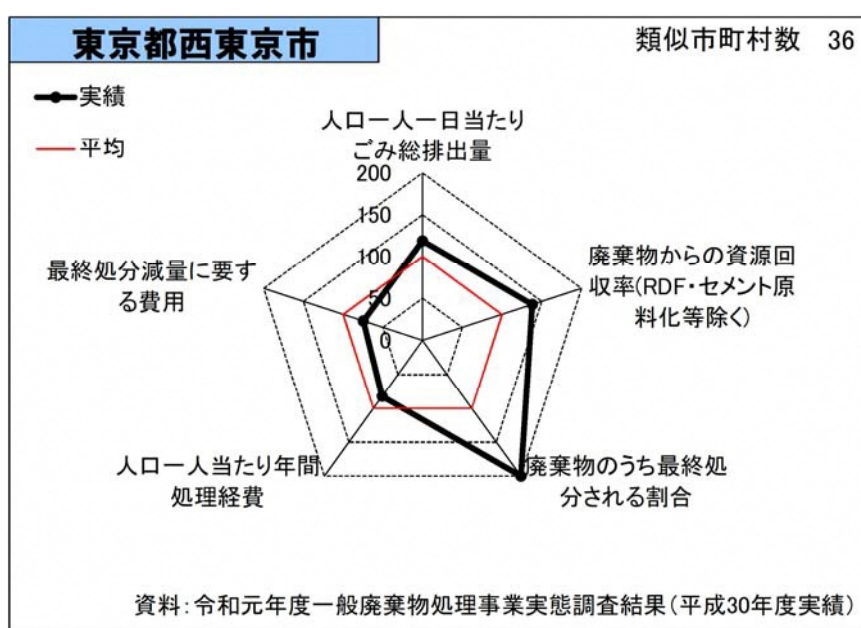


図 1－22 類似自治体との比較（H30）

(3) 国・東京都・多摩地域の実績との比較

本市と全国、東京都、多摩地域の令和元年度のごみ排出・処理量実績との比較結果を表 1-30 及び表 1-31 に示します。本市のごみ排出・処理状況は優れていると言えます。

表 1-30 国・東京都・多摩地域との比較 (R1)

項目		全国※4	東京都※5	多摩地域※6	本市
1人1日当たりの総排出量※1	g/人・日	918g	877g	726g	672g
1人1日当たりの家庭系ごみ※2	g/人・日	597g	595g	574g	542g
リサイクル率※3	%	19.7%	23.1%	36.9%	41.1%
最終処分率	%	8.9%	6.8%	0.4%	0%

※1 総排出量＝ごみ排出量＋資源物排出量（集団回収を含む）

※2 家庭系ごみ＝家庭ごみ＋資源量（家庭系持込ごみ含む、集団回収を除く）

※3 リサイクル率＝（直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団回収量）÷（ごみ処理量＋集団回収量）

※4 資料：環境省一般廃棄物処理実態調査結果（令和元年度）

※5 資料：東京都区市町村清掃事業年報（令和元年度）

※6 資料：多摩地域ごみ実態調査2019（平成31・令和元）年度統計

表 1-31 多摩地域（26市3町1村）の実績（H30）

市町村名	人口	人口一人一日当たり ごみ総排出量		廃棄物からの資源 回収率（RDF・セメ ント原料化等除く）		廃棄物のうち最終 処分される割合		人口一人当たり年間 処理経費		最終処分減量に要 する費用	
	（人）	（g/人・日）	順位	（％）	順位	（％）	順位	（円/人・年）	順位	（円/t）	順位
八王子市	562,522	765	20	26.1	22	0.0	1	15,540	17	47,872	14
立川市	183,482	656	3	35.0	5	0.0	1	16,750	20	60,522	26
武蔵野市	146,128	795	23	33.3	8	0.0	1	19,005	25	57,946	25
三鷹市	187,351	691	11	31.9	10	0.0	1	11,592	2	39,008	3
青梅市	134,316	817	24	28.9	19	0.0	1	18,024	24	53,160	22
府中市	260,660	660	4	32.8	9	0.0	1	12,391	5	44,838	8
昭島市	113,284	755	17	30.0	13	0.0	1	17,176	22	49,934	19
調布市	234,867	702	12	36.0	4	0.0	1	13,470	9	45,449	10
町田市	428,589	758	19	25.5	25	0.0	1	12,890	6	38,388	2
小金井市	121,167	605	1	51.3	1	0.1	25	20,063	27	83,163	30
小平市	193,191	756	18	26.1	22	0.1	25	14,952	14	46,181	11
日野市	185,330	640	2	25.7	24	0.0	1	10,929	1	37,759	1
東村山市	150,939	683	9	36.3	3	0.0	1	14,488	12	49,739	18
国分寺市	123,489	680	8	37.9	2	0.0	1	19,942	26	69,221	27
国立市	76,135	746	16	29.1	18	0.0	1	14,823	13	46,579	12
福生市	58,358	775	22	29.2	17	0.0	1	17,542	23	53,990	23
狛江市	82,434	666	7	29.6	15	0.0	1	12,038	3	43,026	6
東大和市	85,534	663	6	28.0	20	0.0	1	14,309	10	49,708	17
清瀬市	74,714	660	4	22.7	28	0.0	1	13,365	8	43,887	7
東久留米市	116,779	726	14	31.6	12	0.0	1	16,430	18	51,996	21
武蔵村山市	72,642	743	15	22.7	28	0.0	1	15,289	16	47,363	13
多摩市	148,855	767	21	26.5	21	0.0	1	15,062	15	45,419	9
稲城市	90,464	713	13	22.9	27	0.0	1	12,138	4	40,694	5
羽村市	55,649	828	25	29.9	14	0.0	1	17,028	21	48,549	16
あきる野市	80,854	852	26	33.4	7	3.9	29	12,904	7	40,633	4
西東京市	202,115	683	9	33.8	6	0.0	1	14,410	11	48,127	15
瑞穂町	33,297	970	28	25.1	26	0.0	1	21,944	28	54,089	24
日の出町	16,781	873	27	29.5	16	0.4	27	16,717	19	51,113	20
檜原村	2,160	1,067	30	19.5	30	0.7	28	31,408	30	76,336	28
奥多摩町	5,198	996	29	31.7	11	4.3	30	28,760	29	78,598	29
合計・平均	4,227,713	756	-	30.1	-	0.3	-	16,379	-	51,443	-
最小値	2,160	605	-	19.5	-	0.0	-	10,929	-	37,759	-
最大値	562,522	1,067	-	51.3	-	4.3	-	31,408	-	83,163	-

※資料：環境省市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（平成30年度実態調査結果）

※人口は平成30年10月1日現在の住民基本台帳によります。

※人口は平成30年10月1日現在のため、他の表の人口及び一人一日当たりごみ総排出量等と若干異なります。

第4節 ごみ処理に関する課題

1 排出抑制・減量化に関する課題

本市のごみ・資源排出原単位は全国的に見ると低い状況にあります。しかし、ごみ・資源排出量は近年横ばい傾向にあり、令和3年度の目標値に対して2,603t多くなっています。そのため、今後も引き続きごみの排出抑制・減量化に向けて努力する必要があります。

(1) 家庭ごみ減量化の推進

家庭ごみ排出量は平成30年度までは減少傾向にありましたが、令和元年度以降、新型コロナウイルスの影響を受けて、特に可燃ごみや粗大ごみの排出量が増加しております。

新型コロナウイルス感染症が収束した後も、アフターコロナの生活様式に合わせたごみ排出抑制・減量化対策等を検討する必要があります。

また、可燃ごみの減量化については、ごみ中に食品ロスの混入が見られることや、生ごみの水切りや食品廃棄物の削減が有効であることから、食品ロス削減対策の普及啓発を促進する必要があります。

(2) 事業系ごみ減量化の推進

事業系ごみの排出量は令和元年度以降、新型コロナウイルスの影響を受けて減少傾向にありますが、新型コロナウイルス感染症の収束後には再び増加することが想定されます。そのため、今後も引き続き、事業所への指導の徹底、減量化に向けた取り組みの推進が必要となります。

2 資源化に関する課題

資源化量等に関しては、平成25年度以降、ごみの減量に伴い、行政回収、集団回収ともに減少傾向となっており、資源化率は令和3年度の目標値に対して4.9%低くなっています。また、ごみ質の分析結果によると、可燃ごみ、不燃ごみのいずれにおいても資源物の混入が多くなっています。今後も引き続き、資源物の分別徹底等、資源化を推進していく必要があります。

また、プラスチック総合戦略について、令和元年5月に国が策定した「プラスチック総合戦略」に伴い、プラスチックごみの収集、処理方法について検討する必要があります。

3 収集運搬に関する課題

本市では、車載タブレット機器や低公害車の導入などにより、ごみの効率的かつ環境にやさしい収集運搬を行っています。今後も引き続き、この収集運搬体制を維持していく必要があります。

4 処理・処分に関する課題

本市のごみ処理システムは、処理後の資源回収率や最終処分量等において、全国的にも優れています。今後もこの処理状況を維持していくためには、時代の変遷に対応して、適宜処理システムを見直していく必要があります。

(1) 安定処理の継続

本市、清瀬市、東久留米市の3市による共同処理、焼却残渣のエコセメント化、民間活用による不燃残渣のガス化溶融による資源化等により、安全で安定した処理を継続していく必要があります。

また、ごみ質の分析結果によると、低位発熱量がやや高い傾向にあることから、ごみのカロリーを低減し、施設の安定稼働に寄与するため、カロリーの高いプラスチック等の分別促進を図る必要があります。

(2) 小型家電の回収方法の検討

本市では様々な電化製品を小型家電として戸別収集し、資源化をしています。近年では逆有償となり、財政負担が大きくなっています。財政負担を軽減し、希少金属等の有価物を適切に資源化するため、回収方法や回収対象品目について、見直しが必要です。

(3) 小型充電式電池・スプレー缶の排出方法の検討

充電式電池（ニッカド、ニッケル水素、リチウムイオン）やスプレー缶が不燃ごみやプラスチック容器包装類に混入し、収集車内や処理施設において火災が発生する事例が多発しています。市民への適切な排出方法の周知や手選別の徹底などの対策を推進していく必要があります。

第5節 ごみ排出量の推計及び目標値の設定

別紙「ごみ量推計及び目標値の設定について」をご参照ください。

第6節 ごみ処理基本計画

1 ごみ処理の基本方針

貴重な資源を有効に活用し、環境負荷を軽減した循環型社会の構築を目指し、西東京市における豊かな暮らしを次世代に引き継ぎ、持続的な発展を遂げるためには、本計画に定める取り組みの周知徹底や拡充を図り、更なるごみの減量化・資源化推進することが重要となります。

本計画における基本目標、及び目標の達成に向けた基本方針は次のとおりです。

<基本目標>

～ 協働で築く 環境にやさしい 持続可能な循環型社会の推進 ～

基本方針1：つくる責任、つかう責任（SDGs）の意識の醸成

持続可能な開発目標（SDGs）の目標12「つくる責任 つかう責任」の達成に向けて、行政による周知啓発や、市民や事業者自らの取り組みにより、自然と調和した暮らしや、ものを大切にする姿勢を醸成します。

基本方針2：協働によるごみの発生抑制・資源化の推進

市民・事業者は発生抑制・資源化に向けた取り組みを積極的に行い、行政は市民・事業者の取り組みを促進するための施策を実施するなど、三者の協働による取り組みを推進します。

基本方針3：環境負荷の少ない資源循環の推進

ごみの排出段階における2R（リデュース、リユース）や、排出されたごみの処理段階における適正処理や資源化（リサイクル）の推進によって、最終処分等にかかる環境負荷を低減するとともに、西東京市やその周辺の豊かな自然を守ります。

基本方針4：安全・安定な適正処理・処分の実施

柳泉園組合における、清瀬市、東久留米市との共同処理により、適正処理・処分を推進します。また、安全かつ安定な処理を継続するため、柳泉園組合のごみ処理施設の適正な整備や維持管理について、検討を行います。

2 基本目標達成のための各主体の役割

基本目標を達成するため、市民・事業者・行政はそれぞれの立場において、それぞれの役割を果たすことが重要となります。

(1) 市民の役割

市民一人ひとりが、ごみを排出する当事者であるという認識と責任を持って、ごみの減量化・資源化への取り組みの中心的な役割を担っていく必要があります。

ごみの発生抑制、再使用を優先したライフスタイルを意識し、地域における、ごみ減量、リサイクル活動に積極的に参加するとともに、耐久性のある製品や再生利用しやすい製品を購入するなど、自ら実践していくことが大切です。

(2) 事業者の役割

事業者は、自らごみを適正に処理・処分することが原則であることを認識し、発生・排出抑制、資源化によりごみの減量を図るとともに、適正処理を推進する必要があります。

また、製品の製造・流通に関わる者として、長持ちする製品の開発や容器包装の簡素化、修理体制の整備等、ごみの発生抑制やリユース・リサイクルに取り組む必要があります。

事業活動の中で廃棄物の有効活用を進め、ゼロエミッション社会の実現を目指していくことも求められています。

(3) 行政（本市）の役割

市は、自ら率先してごみの発生抑制や資源化を維持するとともに、市民や事業者に対して、環境に関する情報や学習機会の提供に努めます。

市民・事業者の自主的な活動を支えるとともに、地域・市民団体・事業者がごみの発生抑制や資源化に向けた最適な手法を共有するための土台作りを進めます。

ごみの発生抑制・資源化を推進するため、各種施策の周知徹底と事業の充実を図るとともに、地域や時代の変遷に応じて新たな施策を立案・実施します。

また、ごみの適正な処理・処分を推進するために、近隣市との広域的な協力体制を強化するとともに、災害対策についての検討を進めます。

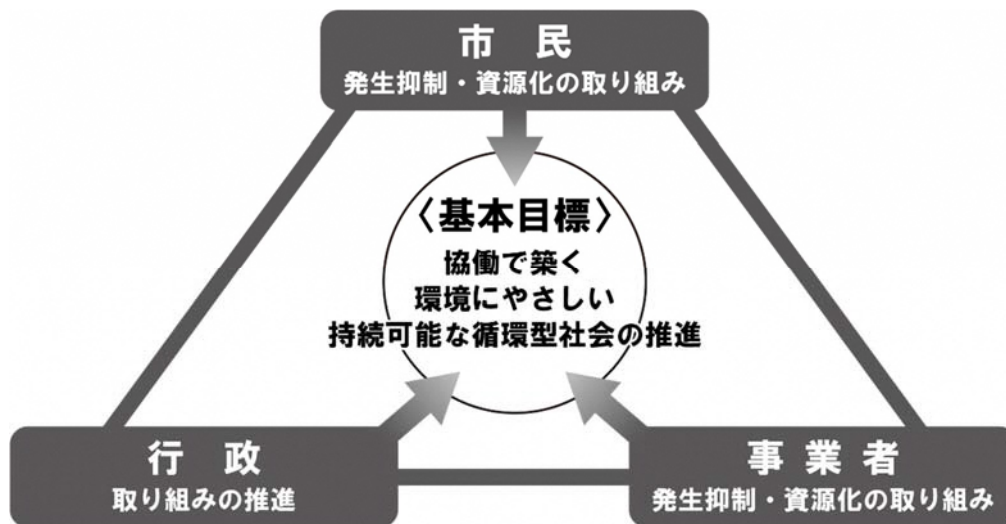


図 1－23 住民・事業者・行政の役割と協働

3 発生抑制・資源化計画

市民、事業者、行政が連携して行動することにより、4Rを推進します。

発生抑制・資源化に係る取り組みの体系を表 1-32 に示します。

表 1-32 発生抑制・資源化に係る取り組みの体系

関連する基本方針 : 基本方針1 つくる責任、つかう責任（SDGs）の意識の醸成
 基本方針2 協働によるごみの発生抑制・資源化の推進
 基本方針4 安全・安定な適正処理・処分の実施

取り組み項目	取り組み内容
(1) 市民・事業者における方策	1) 資源物の分別収集の活用
	2) 生ごみの減量化・堆肥化
	3) 食品ロス削減の推進
	4) プラスチックごみの発生抑制、資源循環の推進
	5) 資源物の店頭回収の推進
	6) リユース活動の推進
	7) 使い捨て商品の使用抑制、再生品の使用推進
	8) 発生源における排出抑制・資源化
	9) 包装廃棄物の発生抑制
	10) 多量排出事業者における減量化の徹底
(2) 行政における方策	1) 教育、啓発活動の充実
	2) 小型充電式電池・スプレー缶の分別の徹底
	3) 小型家電の処理システムの検討
	4) エコ・クッキングの啓発と生ごみ堆肥の有効活用
	5) フードドライブ活動の推進
	6) プラスチックごみの発生抑制、資源循環の促進
	7) 資源物の店頭回収の促進
	8) リユース活動の促進
	9) エシカル消費の促進
	10) グリーン購入の推進
	11) 集合住宅管理者等への指導
	12) 家庭ごみ処理有料化の分析
	13) インセンティブによる発生抑制・資源化

(1) 市民・事業者における方策

1) 資源物の分別収集の活用

可燃ごみや不燃ごみの中には、本来資源物として排出すべきものが混入していることがあります。可燃ごみ中の雑誌類や不燃ごみ中のプラスチック容器包装類等の分別を徹底し、資源物として適正に排出することにより、資源化を推進します。

また、ざつがみばっく（雑誌収納袋）の活用により排出しやすい環境を作り、ごみの減量と資源化の推進を図ります。

2) 生ごみの減量化・堆肥化

生ごみは可燃ごみの約 40% を占めており、またその約 80% が水分となっています。生ごみの水切り用具や、最初から生ごみを濡らさない分別バケツ、落ち葉を腐葉土にする腐葉土バッグ等を活用し、ごみの減量と堆肥資源化を推進します。

3) 食品ロス削減の推進

市民は、消費期限と賞味期限の違いを理解し、「買いすぎない・作りすぎない・食べ切る」を心掛けます。また、食べ切れない食品については、フードドライブ活動に積極的に参加します。外食時は、3010 運動や持ち帰り容器の活用により、食べ切ることを意識します。

事業者は、消費期限と賞味期限の表示方法や、持ち帰り容器の提供、ばら売り等、市民の食品ロス削減に寄与する方策を検討します。また、フードドライブ活動に参加します。

【コラム：消費期限と賞味期限】

○消費期限とは…

開封せず、定められた方法で保存していた場合に、「**安全に食べられる期限**」のこと。お弁当、サンドイッチ、生麺、ケーキなど、傷みやすい食品に表示されています。

○賞味期限とは…

開封せず、定められた方法で保存していた場合に、「**品質が変わらずにおいしく食べられる期限**」のこと。スナック菓子、カップ麺、チーズ、缶詰、ペットボトル飲料など、消費期限に比べ、傷みにくい食品に表示されています。この期限を過ぎても、すぐに食べられなくなるわけではありません。

ただし、一度開封した食品は、期限に関係なく早めに食べるようにしましょう。

4) プラスチックごみの発生抑制、資源循環の推進

市民は、買い物時にマイバッグ等を利用するなどにより、プラスチックごみの発生を抑制します。また、指定収集袋による分別収集を継続することで、プラスチック容器包装の分別の徹底を図ります。

事業者は、製品やレジ袋について、石油プラスチックから、環境にやさしいバイオマスプラスチックへの転換を図ります。

5) 資源物の店頭回収の推進

市民は、スーパーなどが実施している食品トレイ、ペットボトル、牛乳パック、飲料用缶等の資源物の店頭回収を活用します。

事業者は、店舗や事業所において資源物の独自の店頭回収を推進します。また、空きスペースを市民、行政との協働による資源物の店頭回収等の活動拠点として活用します。

6) リユース活動の推進

物の購入により発生するごみの発生を抑制し、資源循環を促進するため、物を購入せず必要に応じて利用する、リユース食器や容器、リース、シェアリング、サブスクリプション等のサービスを活用します。

また、事業者が独自に実施する古着等の回収を活用します。

7) 使い捨て商品の使用抑制、再生品の使用推進

市民は、再生資源の利用を促進するために、使い捨て商品の使用抑制と、再生品の選択、使用に努めます。

事業者は、使い捨て商品の使用を抑制するとともに、繰り返し使用できる商品を販売し、自主回収、資源化ルートを構築します。また、アフターサービスの充実や低コスト化等、商品を長期にわたって利用できるサービスの提供を行います。

8) 発生源における排出抑制・資源化

事業者は、排出者責任や拡大生産者責任を認識し、ごみの発生抑制、資源化を推進します。また、「事業者向け廃棄物処理の手引き」を活用し、適切な排出を図ります。

9) 包装廃棄物の発生抑制

事業者は、過剰包装を自粛します。また、包装素材の統一化、緩衝材の使用抑制、包装資材の再使用等により、包装廃棄物の発生を抑制します。

10) 多量排出事業者における減量化の徹底

事業者は、ごみの減量、資源化の推進を図るために、計画書を策定し、履行します。

（２）行政における方策

１）教育、啓発活動の充実

①学校における環境学習

環境を守り、資源を大切に作る心を育み、効果的な行動を促すために、小・中学校での環境学習を促進します。また、食品ロスについても教育も推進し、ごみの減量を図ります。

○学習用資料の作成、配布

○環境講座の開催

○電子紙芝居の作成、公表（DVDの学校への配付、市のホームページで公開等）

②学習機会の充実

市民が気軽に参加し、環境保全や資源循環に対する知識と行動を習得してもらうために、環境フェスティバル等のイベント活動を通じて、ごみ減量や資源化の手法等の周知をします。

○ごみの減量・資源化等に関する出前講座の開催

③情報の提供

市民・事業者にも率先して発生抑制・資源化の行動を起こしてもらえよう、行政、市民団体、事業者等による、循環型社会を形成するための取り組みに関する情報を広報誌、ホームページ、分別アプリ、説明会等を活用して提供します。

○エコ羅針盤による定期的な啓発や、市掲示板及びチラシによる、ポイント（特に重要な事項等）を絞った情報提供

○市報、市ホームページ、スマートフォン用アプリ等における情報の充実

○市民、市民団体等の実践行動の紹介

○不用品交換の情報収集・提供、及び不用品交換の場所の提供

○水切りの方法や道具に関する情報収集、有効な取り組みの紹介

○外国人向けの「ごみ・資源物の出し方」（英語・中国語・韓国語）等の提供

④地域における活動の活性化

地域における活動の情報収集及び情報提供を推進し、市民が実践しやすいものから取り組んでもらえるようにします。ごみの減量・資源化や環境問題に取り組んでいる市民、市民団体に対して支援を行います。

また、地域コミュニティにおける人と人との結びつきを強め、単身者、外国人、転入者も含めた地域活動や排出ルールへの遵守を促進します。

○集団回収実施団体の意見交換会の定期的な開催、取り組みの改善

○新規集合住宅や新興住宅地における、排出ルールや集団回収の周知徹底

○ボランティアに対するごみ袋の無料配布

○エコプラザ西東京登録団体や、西東京市市民協働センター「ゆめこらぼ」等、市民団体やNPO法人等による環境活動の広報による普及啓発、連携支援

⑤エコプラザ西東京における事業の周知及び活用

エコプラザ西東京において実施している、家具等の再生、りさいくる市、各種講座等の事業の周知・活用を図ります。また、市民及び市民団体等の環境学習、活動拠点としての利用を促進します。

市民主体の不用品交換システム等、市民のアイデアを活かした試行的な活動の場としての利用を図ります。

⑥「事業者向け廃棄物処理の手引き」の活用

事業系可燃ごみの発生抑制・減量・資源化を促進するために、「事業者向け廃棄物処理の手引き」を用いてごみの排出方法等の周知を行います。

2) 小型充電式電池・スプレー缶の分別の徹底

収集車両やごみ処理施設の火災の原因となる、小型充電式電池（ニッカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池）やスプレー缶について、分別を徹底するよう周知を図ります。また、小型充電式電池については、リサイクル協力店や市での回収を拡大するとともに、回収場所についてホームページや広報等で周知します。

3) 小型家電の処理システムの検討

小型家電について、希少金属等の有価物を適切に資源化するため、またリサイクルに伴う財政負担を軽減するため、回収方法や回収対象品目等について、見直しを検討します。

また、家電小売店による店頭回収や買い替え時回収、小型家電リサイクル法に基づく認定業者による回収の利用を推進します。

4) エコ・クッキングの啓発と生ごみ堆肥の有効活用

①エコ・クッキングの励行の啓発

料理の際に発生する残飯などの発生を抑制するため、食材を無駄なく使うエコ・クッキングの方法について講習会などを開催し啓発に努めます。

○生涯学習、出前講座等での紹介

○エコ・クッキングナビゲーターの活用

②生ごみ堆肥の還元モデルの検討

生ごみ回収をして堆肥化したものを市民や公園管理などに還元し、緑化対策等の検証を行います。

5) フードドライブ活動の推進

食品ロスの削減や地域貢献を促進するため、フードドライブ活動について、実施団体である西東京市社会福祉法人連絡会との協力を継続します。また、広報等での情報提供を行うことで、市民の参加を促進します。

6) プラスチックごみの発生抑制、資源循環の促進

レジ袋の有料化やマイバッグ運動の展開等により、プラスチックごみの発生抑制を図ります。

また、プラスチック資源循環戦略に基づき、より効果的なプラスチック資源の回収や、リサイクルの拡大と高度化について検討します。

7) 資源物の店頭回収の促進

事業者と市が共同で店頭回収をPRするなど、市民と事業者による資源化システムの構築を促進します。

8) リユース活動の促進

①リユース食器等の利用・促進

スーパー、コンビニエンスストア、飲食店等の共同キャンペーン等の実施により、マイカップ、マイ箸、マイ容器の利用を推進します。

また、民間事業者や小売店と連携、協力し、環境フェスティバルや市民まつり等のイベント時におけるリユース食器利用に係る調査研究や、日用品や食品購入時のリユース容器サービスの利用普及を推進します。

リースやシェアリング、サブスクリプション等のサービスについても、利用普及を推進します。

②市民間のリユース活動の促進

エコプラザ西東京で譲ります／譲ってくださいの情報を掲示する「リユース掲示板」や、玄関先で不用品の譲渡を行う「0円均一」活動の普及・促進を図ります。

③リユースに関する取り組みの検討

マイボトル持参による割引や、市民や事業者がリユース取引を行う際の信頼性を確保するための認証制度の整備等、先進事例を基に、リユースを推進するための新たな取り組みを検討します。

9) エシカル消費の促進

市民や事業者の、人や社会、環境、地域に配慮したエシカル消費を促進するため、認証マークの普及啓発や、市ホームページや広報での情報提供を行います。

10) グリーン購入の推進

市は率先して環境に配慮した物品やリユース品等を調達（グリーン購入）するとともに、環境に配慮した物品等に関する適切な情報提供を推進します。

11) 集合住宅管理者等への指導

集合住宅等に関しては、ごみの分別や排出ルールが守られていないケースがあり、集合住宅等の管理者、所有者に対し、集合住宅から発生する廃棄物の管理徹底を行います。また、優良排出管理者認定制度を活用し、管理者による集積所の適正な管理体制を構築します。

○ごみ収集作業員からの報告等に基づく、ルール違反が著しい集合住宅への個別指導

○優良排出管理者認定制度の活用

12) 家庭ごみ処理有料化の分析

ごみ有料化実施後のごみ排出量、処理経費、市民意識等の変化を分析、検証します。

13) インセンティブによる発生抑制・資源化

ごみの発生抑制や資源化の取組による一定の成果に対して表彰するなど、インセンティブ効果が期待できるシステムの構築について調査・研究します。

取り組みのイメージを次に示します。

○店頭回収を推進する事業者の支援（市ホームページでPR等）

4 収集・運搬計画

市民、事業者がルールを守ってごみを排出し、行政が迅速かつ衛生的に収集・運搬することにより、資源化及び適正処理を推進します。

収集・運搬に係る取り組みの体系を表 1－33 に示します。

表 1－33 収集・運搬に係る取り組みの体系

関連する基本方針 : 基本方針 4 安全・安定な適正処理・処分の実施

取り組み項目	取り組み内容
(1) 家庭系ごみの収集・運搬	1) 分別の徹底と適正な収集
	2) 市民サービスの充実
(2) 事業系ごみの収集・運搬	1) 排出者責任の徹底
	2) 許可業者による収集と自己搬入

(1) 家庭系ごみの収集・運搬

1) 分別の徹底と適正な収集

市民に対して、「西東京市のごみの分け方・出し方」に従って分別を徹底するよう周知を図ります。また、排出者の責任を明確にし、分別の徹底や資源化を促進するため、ごみ・資源の戸別収集方式を継続します。

2) 市民サービスの充実

高齢者や障がい者等、ごみ出しや分別が困難な世帯を対象に、より適正な分別が図れるよう、ふれあい収集を継続します。

(2) 事業系ごみの収集・運搬

1) 排出者責任の徹底

事業系ごみは、事業者自らが処理・処分を行います。

2) 許可業者による収集と自己搬入

事業者が一般廃棄物を排出する場合には、家庭系ごみの分別区分に準じて、一般廃棄物処理業許可業者に収集を依頼するか、自ら処理施設に直接搬入します。

5 中間処理計画

分別収集されたごみの処理は資源化を優先し、資源化できないものは焼却処理を行い熱回収し、処理後に発生する残渣類は減量化・有効利用を推進します。

中間処理に係る取り組みの体系を表 1－34 に示します。

表 1－34 中間処理に係る取り組みの体系

関連する基本方針 : 基本方針3 環境負荷の少ない資源循環の推進
基本方針4 安全・安定な適正処理・処分の実施

取り組み項目	取り組み内容
(1) 適正処理の推進	適正処理の推進
(2) 広域処理の推進	1) 広域処理の継続
	2) 熱エネルギーの有効利用
(3) 資源化の拡充	1) 民間活用の推進
	2) 資源化の拡充

(1) 適正処理の推進

分別収集したごみは中間処理し、資源化を優先的にを行い、資源化が困難なごみについては焼却処理により熱回収（サーマルリサイクル）を行う等、最大限資源の循環が可能な処理体制を推進します。

(2) 広域処理の推進

1) 広域処理の継続

経済的かつ効率的にごみ処理を行うため、清瀬市、東久留米市とともに、柳泉園組合における共同処理を継続します。

また、適正な処理を継続するため、柳泉園組合所管の柳泉園クリーンポート、粗大ごみ処理施設、リサイクルセンターにおける、適切な維持管理及び施設の更新について、組合及び構成市で検討を行います。

2) 熱エネルギーの有効利用

柳泉園組合において焼却処理に伴い発生する余熱を活用して発電を行い、場内での利用や電力会社へ売電するとともに、室内プール、浴場への熱供給等の事業を継続します。

（３）資源化の拡充

１）民間活用の推進

リサイクルに関して優れた技術やノウハウを有する民間事業者について、安全性、効率性、経済性、信頼性等を確認した上で積極的に採用し、市の資源化事業を活性化します。

２）資源化の拡充

残渣類（焼却残渣等）の有効活用、及び資源物分別回収量の増加に加え、資源化施設の整備、民間活用、広域処理の可能性などを検討し、資源化の拡充を図ります。

6 最終処分計画

今後とも最終処分ゼロを推進します。

最終処分に係る取り組みの体系を表 1－35 に示します。

表 1－35 最終処分に係る取り組みの体系

関連する基本方針 : 基本方針 3 環境負荷の少ない資源循環の推進
基本方針 4 安全・安定な適正処理・処分の実施

取り組み項目	取り組み内容
(1) 最終処分対策	1) 埋立量の削減
	2) 処理残渣の資源化の推進

(1) 最終処分対策

1) 埋立量の削減

ごみの発生抑制・資源化に係る取り組み、資源物の分別収集・資源化、不燃ごみ、粗大ごみの破碎・選別による徹底したごみの減量化・減容化により、埋立量ゼロを継続し、二ツ塚最終処分場を延命化します。

2) 処理残渣の資源化の推進

柳泉園組合で焼却処理後に発生する焼却残渣は、引き続き東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設で資源化します。

なお、不燃残渣に関しては、民間施設でガス化溶融して余熱回収（ごみ発電）やスラグ、金属類を回収するなど、資源化を継続します。

7 その他の計画

ごみ処理に係るその他の取り組みの体系を表 1－36 に示します。

表 1－36 その他の取り組みの体系

関連する基本方針 : 基本方針 2 協働によるごみの発生抑制・資源化の推進
基本方針 4 安全・安定な適正処理・処分の実施

取り組み項目	取り組み内容
(1) 市民・事業者・行政の連携	1) 廃棄物減量等推進審議会の運営、推進員の活動支援
	2) 環境美化の推進
(2) 処理困難物への対応	1) 適正な処理・処分の指導強化
	2) 医療系廃棄物への対応強化
(3) 不法投棄対策の強化	不法投棄対策の推進
(4) 災害時対策	1) 関係自治体・団体との連携強化
	2) ごみ処理
	3) し尿処理

(1) 市民・事業者・行政の連携

1) 廃棄物減量等推進審議会の運営、推進員の活動支援

西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例に基づき、ごみの減量化、資源化及び適正処理の推進に関する事項について審議し、取り組みの方向性を定めるために、西東京市廃棄物減量等推進審議会を運営します。

また、地域レベルでのごみの発生抑制、資源化の取り組み、資源の分別排出の徹底などを推進するため、西東京市廃棄物減量等推進員の活動を支援します。

2) 環境美化の推進

環境美化の推進及び市民の安全確保を図るために、環境フェスティバルにおけるごみ拾い散歩や、路上喫煙・ポイ捨て防止キャンペーン、統一美化キャンペーン（ごみゼロ運動）等の実施や、地域ボランティア等を中心とした環境美化活動、各種広報等による啓発を推進し、市民・事業者・行政が一体となった環境美化活動に取り組みます。

(2) 処理困難物への対応

1) 適正な処理・処分の指導強化

行政が収集しないタイヤ、バッテリー等は、排出者が自ら専門の処理業者等に依頼して処理するよう指導します。

2) 医療系廃棄物への対応強化

在宅医療の増加にともない、医療系廃棄物の増加が予想されることから、医療機関・薬局などによる回収等の促進、及び医療機関・薬局と連携した適正な処理・回収ルートを活用するよう市民へ啓発します。

（３）不法投棄対策の強化

西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例に基づき、広報等を通じてごみの不法投棄、散乱の防止を図ります。

（４）災害時対応

１）関係自治体・団体との連携強化

災害発生時に速やかに廃棄物を処理するため、西東京市地域防災計画や災害廃棄物処理計画に基づき、災害発生前から関係自治体（柳泉園組合、清瀬市、東久留米市等）や関係団体（廃棄物処理業者等）と、災害廃棄物の処理に係る協定の締結や調整・協議を行います。

２）ごみ処理

西東京市地域防災計画、及び災害廃棄物処理計画に基づき、災害時に発生したごみは委託事業者とも協議の上、なるべく早く収集・運搬し、処理します。

また、柳泉園組合は速やかに施設の点検を行い、稼働できるよう措置を取ります。

３）し尿処理

西東京市地域防災計画、及び災害廃棄物処理計画に基づき、仮設トイレの設置、管理を行うとともに、処理施設被害状況に応じて、し尿の収集・処理体制を確保します。

第2章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の体系

1 生活排水処理フロー

本市の生活排水処理の体系を図 2-1 に示します。

本市の集合処理施設としては、公共下水道が整備されており、し尿と生活雑排水の処理を行っています。また個別処理としては単独処理浄化槽があり、単独処理浄化槽、及びし尿汲取便槽から発生するし尿及び浄化槽汚泥は、柳泉園組合し尿処理施設で処理を行っています。

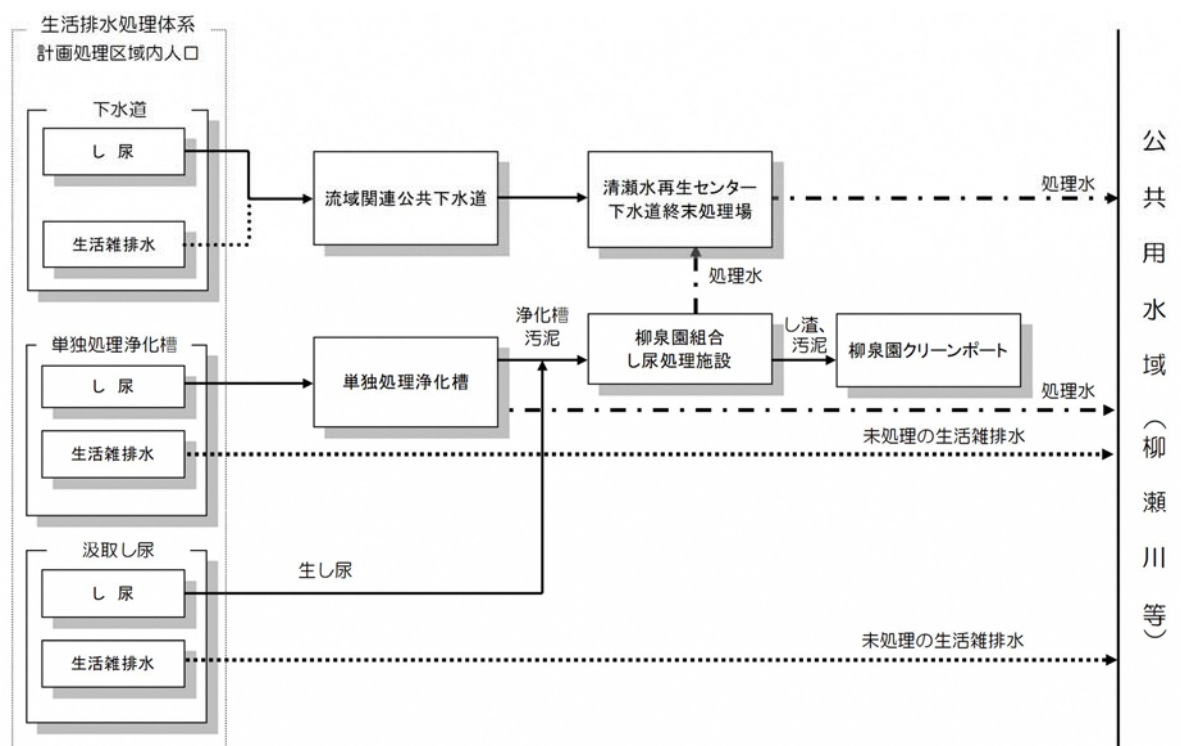


図 2-1 生活排水処理の体系

2 生活排水の現状

(1) 下水道普及率

公共下水道の普及率を表 2-1 に示します。

公共下水道の普及率は約 100% で推移しており、市域では、ほぼ全域に下水道が普及しています。

表 2-1 下水道普及率

区分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
行政区域人口 (A)	人	200,098	201,292	203,222	205,653	決算報告後に 追記予定
処理区域人口 (B)	人	200,097	201,291	203,221	205,652	
水洗便所設置済人口	人	194,474	195,857	197,856	200,367	
普及率 (B/A)	%	100.0	100.0	100.0	100.0	

※各年度10月1日現在。

(2) し尿及び浄化槽汚泥搬入量

し尿及び浄化槽汚泥搬入量の推移を表 2-2 に示します。

し尿及び浄化槽汚泥の柳泉園組合への搬入量は、概ね減少傾向となっています。

表 2-2 し尿及び浄化槽汚泥の搬入量の推移

年度	項目	搬入量			1日当たり搬入量 (365日平均)		
		し尿 kL/年	浄化槽汚泥		合計 kL/年	搬入率 %	
			搬入量 kL/年	混入率 %			
平成28年度		200	219	52.3	419	1.1	3.1
平成29年度		212	217	50.6	429	1.2	3.4
平成30年度		197	204	50.9	401	1.1	3.1
令和元年度		179	212	54.2	391	1.1	3.1
令和2年度		166	215	56.4	381	1.0	2.9

※浄化槽汚泥の混入率はし尿及び浄化槽汚泥の搬入量合計に対する浄化槽汚泥の搬入割合を示します。

※搬入率は柳泉園組合し尿処理施設の施設規模 (35 kL/日) に対する比率を示します。

(3) 収集・運搬方法

し尿及び浄化槽汚泥の収集は、市内全域の公共下水道未接続世帯を対象にしています。

し尿は委託業者が月に1回収集し、浄化槽汚泥は許可業者が随時収集しています。収集したし尿及び浄化槽汚泥は、柳泉園組合し尿処理施設に搬入し、処理を行っています。

(4) 処理方法

柳泉園組合し尿処理施設の概要を表 2-3 に、処理フローを図 2-2 に示します。

柳泉園組合し尿処理施設に搬入されたし尿及び浄化槽汚泥は、施設内で適正処理された後、下水道に放流しています。なお、前処理工程から発生するし渣、及び汚水処理工程から発生する脱水汚泥は、柳泉園クリーンポートで焼却処理された後、エコセメントの原料として再利用されています。

表 2-3 し尿処理施設の概要

区 分	内 容
施設名称	し尿処理施設
所在地	東久留米市下里 4-3-10
建設年月	着工：平成 7 年 6 月 竣工：平成 8 年 3 月
種類	前処理脱水方式
処理能力	35kℓ/日
処理対象	し尿及び浄化槽汚泥
主要設備	前処理設備：破砕機、ドラムスクリーン、スクリュープレス 脱水設備：脱水機 脱臭設備：洗浄塔、ミストセパレータ、活性炭吸着塔
総事業費	576,800 千円

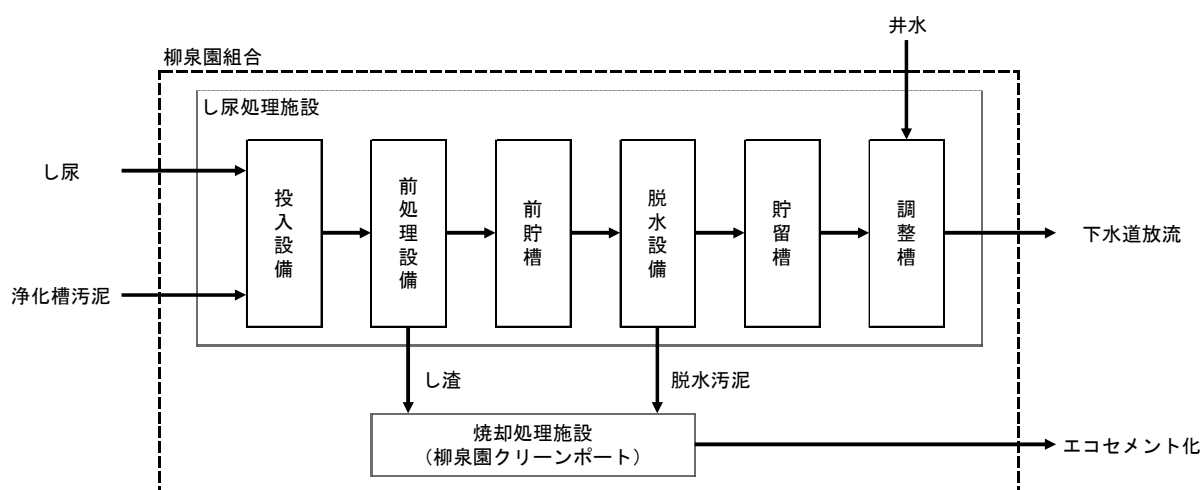


図 2-2 生活排水の処理フロー

3 生活排水処理に関する課題

現在検討中。第5回審議会でご提示いたします。

第 2 節 生活排水処理量の推計

現在検討中。第 5 回審議会でご提示いたします。

第3節 生活排水の適正処理計画

1 基本方針

本市では、ほぼ全域に公共下水道が普及しており、生活排水処理はほとんどが公共下水道によりますが、汲み取りを行っている世帯や浄化槽を使用している世帯も一部あります。

したがって、公共下水道への接続を促進するとともに、し尿処理事業が今後確実に規模縮小していくことを前提に、適正かつ合理的なし尿処理事業を推進することを基本方針とします。

2 目標年次

本計画の計画期間は、令和4年度を初年度とし、令和18年度を目標年度とする15年間とします。なお、計画は概ね5年ごとに見直しを行います。

3 計画目標

完全水洗化を推進し、衛生的かつ合理的な処理事業を展開します。

4 収集・運搬計画

し尿は委託業者、浄化槽汚泥は許可業者による収集・運搬を継続します。収集件数は今後も減少すると想定されることから、適正かつ効率的な収集システムの構築を検討します。

5 中間処理計画

下水道の普及による汲み取り便槽や合併処理浄化槽の利用者は減少に伴い、し尿及び浄化槽汚泥の排出量は減少すると想定されます。

経済的かつ効率的にし尿及び浄化槽汚泥の中間処理を行うため、清瀬市、東久留米市とともに、柳泉園組合における共同処理を継続します。

また、適正な処理を継続するため、柳泉園組合し尿処理施設における適正な維持管理について、組合及び構成市で適宜検討を行います。